

平成26年第1回東大和市議会定例会会議録第7号

平成26年3月5日（水曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	和地仁美君	6番	大后治雄君
7番	二宮由子君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 関田新一君
主事 吉川和宏君

議事係長 下村和郎君

出席説明員（24名）

市長 尾崎保夫君
教育長 真如昌美君
企画財政部参事 田代雄己君
市民部長 関田守男君
福祉部長 吉沢寿子君
都市建設部長 内藤峰雄君
社会教育部長 小俣学君
総務管財課長 東栄一君
青少年課長 中村修君
環境課長 町田誠二君

副市長 小島昇公君
企画財政部長 並木俊則君
総務部長 北田和雄君
子ども生活部長 榎本豊君
環境部長 田口茂夫君
学校教育部長 阿部晴彦君
行政管理課長 五十嵐孝雄君
防災安全課長 鈴木俊雄君
市民生活課長 田村美砂君
産業振興課長 乙幡正喜君

都市計画課長 當 摩 弘 君
学校教育課長 岩 本 尚 史 君

土 木 課 長 木 村 哲 夫 君
学 校 教 育 部 副 小 板 橋 悦 子 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 関 田 貢 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、14番、関田 貢議員を指名いたします。

[14番 関田 貢君 登壇]

○14番（関田 貢君） 皆さん、おはようございます。ただいま御指名いただきました自民クラブ、14番、関田 貢です。平成26年第1回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。1番として、東大和市のまちづくりについてであります。

東京都では立川都市計画区域について、都市再開発方針が1989年1月1日市報に発表され、この方針案は都心型都市構造への転換を図りながら、安全で活力と潤いのある快適なまちづくりを進めるためのマスタープランです。区域は、東大和市の計画的な再開発を必要とする市街地の範囲を南部地域（南街、向原、清原）、約190ヘクタールが発表され、市民にも周知されたところでもあります。平成4年度には1,236万円の予算をかけて、南街地区都市総合再開発促進計画策定調査委託として2年間かけてでき上がった南街地区都市総合再開発促進計画の報告書もあり、東京都は都市再開発方針でも発表されている1号市街地と、再開発誘導地域について、東大和市駅周辺の市の表玄関にふさわしい形に整備していくべきではないのか。市は、どのように考えているのかと、何点かについてお伺いしたいと思います。

①として、立川都市計画による再開発誘導地域は市の計画と、どのように整合性を持って計画を推進されようとしているのかお伺いいたします。

②として、西武鉄道の敷地開発では、アイススケートセンター、スポーツセンター、立体駐車場、住宅棟14階計画まで完成し、駅ビル計画については、平成7年9月25日以後、今日まで市は駅前再開発計画については、どのように考え、検討してきたかをお伺いいたします。

③として、土地利用計画について、地目別面積で見ると宅地面積が着実に増加しており、平成3年度には全体面積の40%を占めている。一方、畑が宅地に転用されて畑の面積が減少傾向になっている状況について、市はどのような対策をしていくのかお伺いいたします。

④平成4年度東大和市より策定された東大和市住宅マスタープランにおいて、住宅都市から生活都市の形成を目指していくと発表されました。生活環境の整備を初め、各種の公共施設を整備する責務を負っている。この施設を地域的に具体的に配置するに当たっては、施設の誘致距離限界、維持、人口、施設そのものの適正規模に配慮しなければならない。これらを総合的に判断して、施設の配置を決めなければならないと言われております。当市の配置基準の見直しについて、何点かについてお伺いします。

市の管理地については、市有地と借用地についてお伺いします。

アとして、市有地の売却基準についてお伺いします。

イとして、借用地の買い取りはあるのかお伺いいたします。

⑤番、東大和市の顔づくりを進めるため、市の中心地に大型の商業集積を創出する東大和市駅前と大和通り、富士見通りの交差点及びイトーヨーカドーを結ぶ一角と広域を対象とした中心商業ゾーンと位置づけ、既存大

型店であるイトーヨーカドー、新設予定される東大和市駅ビルに加え、もう一つの大型商業集積を設け、3核による回遊性のある商業集積地域として整備することを提案したと言われて、今日までその他の地域については、七つの商業拠点を各地域の核として整備すると発表されました。商業ビジョンの報告書の3核7拠点構想に行政は力を入れて、地元商店の活性化に努力していただきたいと考えるが、市の考え方についてお伺いしたいと思います。

2として、都市計画道路についてお伺いいたします。

①幹線道路については、都市計画道路9路線あり、そのうち都施行分を含めた8路線に着手し、3路線は完成したが、全体の整備率は平成10年度末では60%となっておりますが、昭和36年に決定されて以来、53年が経過しております。計画的な整備をお願いしたいと考えるが、市の考え方についてお伺いしたいと思います。

②都市計画道路を促進するため、広報板を少なくとも3カ所の設置についてお願いしたいと思います。市は都市計画道路を促進していくためには、市民の協力なしでは実現できないと思います。市の考え方をお伺いしたいと思います。

以上、質問いたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

[14番 関田 貢君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、立川都市再開発の方針における再開発誘導地区と市の計画の整合性についてであります。都市再開発の方針における一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区に、本市では上北台駅周辺土地区画整理事業及び立野一丁目土地区画整理事業を施行いたしました。また、東大和市駅前周辺地区を再開発を行うことが望ましく、効果が期待できる地区として再開発誘導地区に指定しておりますが、この地区では平成元年に東大和市駅前広場の整備を行っております。それ以降は、具体的な事業実施には至っていない状況であります。

次に、西武鉄道が進めてきた東大和市駅前開発計画に対する市の考えについてであります。西武鉄道株式会社が自社用地で進めた開発計画につきましては、ステーションビルを残すところで中断された形となっております。この計画につきましては、都市計画決定された事業ではないため、市といたしましては、事業者の動向を見守るにとまっておりますが、再開発事業等の機運が高まった場合は、連携が必要と考えております。

次に、農地の宅地への転用が進む状況に対する市の対策についてであります。農業後継者の不足や相続等により農地の宅地等への転用が進んでおります。都市計画は市街化区域内の農地につきましては、生産緑地地区指定による保全の制度があり、本市においては基準を満たす農地の指定を積極的に行っているところであります。

次に、市有地の売却基準についてであります。市有地の売却に関する基準はございませんが、これまで実質的に機能していない残地や未利用地となっております普通財産の土地につきまして売却をし、財源の確保を図ってきた経緯がございます。

次に、借用地の買い取り等についてであります。近年の例で申し上げますと、芋窪集会所の用地と（仮称）東大和郷土美術館の用地につきまして、借用地の買い取りをした経緯がございます。

次に、商業ビジョン報告書における地元商店街の活性化についてであります。東大和市商業ビジョン報告

書につきましては、平成元年3月に東大和市商工会より東大和市の商業振興の指針となることを目的に策定されたものでございます。商業環境は時代の変遷とともに状況は変化しておりますが、過去の実績を踏まえるとともに、将来を見据えつつ商工会、商店街及び市民の皆様と協働して地域の活性化を進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路の計画的な整備についてであります。本市における都市計画道路の整備率は、平成24年度末で約70%となっております。多摩地域の平均約58%と比べると上回ってはおりますが、未完成部分が多いため、道路ネットワークの形成が十分とは言えない状況にあります。そこで、東京都及び市と町が共同で都市計画道路の整備方針を作成し、今後優先して整備すべき路線を選定するなど、効率的な整備促進を図っているところであります。

次に、都市計画道路整備促進のための広報板の設置についてであります。広報板の設置につきましては、当該都市計画道路の事業化が決定した段階で、道路予定地に事業実施についての広報板を設置し、周辺の住民の皆様等への周知と理解を求めてまいりたいと考えております。また、その地域に都市計画道路予定地があることの広報につきましては、他の都市計画に関する情報提供とあわせて、今後工夫をしてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○14番(関田 貢君) どうもありがとうございました。

まず最初に、東大和市のまちづくりということで今回提案しました。このまちづくりについては、東大和市では過去に私も壇上で言いましたけれど、南街地区都市計画総合再開発促進計画の報告書とか、東大和市駅周辺整備計画調査報告書とか、こういう資料が上がっています。こういう立派な資料が、この中身を読んで課題を読みますと、東大和市で東大和の表玄関は昔は青梅橋という駅を表玄関にするんだということで、東大和市駅に改名しました。そういう歴史があるんですね。それで、北は狭山丘陵の湖を背景にしたまちの発展を臨むんだというお話で、東大和の位置づけはなっております。そして、東大和市の駅前開発は市の表玄関だと言われて、行政指導によって進めてきた事業なんですよ。その事業が、職員の皆さんも再開発事業があるのとならないのでは、事業の展開は違うんですよ。誘導地域の国や都の発展と市の個人的開発で駅前をしようとしたときに、市が単独事業でやる事業、国や都の計画にのっかって事業を推進したほうが、行政の事業としては進めやすいということで、私はこの整合性を持って進めるべきと思うわけですよ。

その整合性についての糸口は、皆さん、この行政マンの皆さんは、こういう基本構想や基本計画、そして実施計画に盛り込むときに、今までこれだけお金をかけてきた、昭和60年代から58年、60年、62年というときの駅前開発には、相当数投資をしてきたんですね。そういう歴史的にのっかって駅前開発は、せっかく東京都が190ヘクタールの都市再開発方針を、素案をまとめていただいて、東大和市のここの土地を駅広計画の問題の中は、都市計画道路から駅前整備計画が始まったんですよ。そうしたときの、そのときの駅前開発をするというときの継続が今日あったら、とっくに東大和市駅前には整備計画が変わっているんですよ。

ところが、そこが中座したんですよ。だって、皆さんはこの都市計画道路を進めるのに、駅前のこの当時の都市計画道路は、立川2等2類18号線、東大和市駅前広場として土地を開発して、これのときに58年から62年に駅広の土地買収を行政がしているんですよ。ここから始まっているんですよ。ですから、62年の駅前開発があつて、先ほど市長が答弁された平成元年に駅広の整備が終わりました。そうしたときに、平成元年のときに、

東大和市の駅前と南街地域の計画書が発表になっているわけです。それで、再開発誘導地域が28ヘクタール、そして南街を広く取り巻く、南街、向原を取り巻く190ヘクタールという誘導地域が認定されて、この認定された経緯をよく分析してみてくださいよ。この分析について、東大和市がやらなくても都施行や、あるいは地域開発の開発の民間開発事業者が再開発誘導地域は市がやるということで、駅前開発が58年から60年に誘導地域が決定されたときに、この当市に駅前開発を市が手を挙げて行政が、この土地を買った気持ちを継続するような事務方の裁量が私は必要だったと思うんですが、その話は皆さん、どう考えますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま都市再開発の方針に基づく位置づけでの再開発誘導地区についての進捗状況等のございますけれども、ちょっと都市再開発方針のことで、当市がどういうふうに捉えていて、また都市計画上の位置づけといったようなところで整備も含めて、説明をさせていただきたいと思いますが、昭和55年に都市再開発法が改正されまして、計画的な再開発が必要な市街地については、法律の条文をとって1号市街地というふうに呼んでおります。それが、先ほど関田議員から指摘がございました東大和市南部地域190ヘクタールについて、広く1号市街地というのがかかっております。

それと、この1号市街地のうち、特に一体的、総合的に再開発を促進すべき区域ということで、促進区域というような言い方、2号地域というふうに言っておりますけれども、そういったものも定めるようになっております。当市には、この2号地域は南部の地域にはございませんで、先ほど市長答弁をさせていただきましたけれども、西部のほう、上北台と立野一丁目土地区画整理事業を施行したところは、この2号地区になっているところでございます。

それと、ただいま御指摘がありました再開発誘導地区についてでございますけれども、1号地域の中で2号地域には至らない、促進地域には至らないけれども、再開発を促進することが望ましく効果が期待されるといったところを誘導地区というふうに定めているところで、ただいま御指摘がありました東大和市駅前周辺につきましては、この誘導地区に指定されているところでございます。ここを指定したというのは、先ほど関田議員からも御指摘がございましたけれども、周辺の都市計画道路等の整備も含めて、一体的な整備が必要だということで定めたものでございます。

それで、市といたしましては、公共としては都市計画道路事業、街路事業といたしまして、駅前広場の整備を行いました。しかし、再開発事業といったもの、ここが一般的に再開発と言われますと、都心で行われているような大きなビルを建て、そこの床を売って事業費に充てるといったようなことをしていく事業でございますけれども、その進め方にはかなり宅地が細分化されているとか、公共施設、道路等の整備が十分ではなく細街路が多くて、このまま個々の開発に任せていたんでは、整然とした市街地の形成にならないというようなところにつきまして、建築制限等をかけながら共同ビル化を図るとか、そういったところで道路を基盤整備をしながら市街地をつくっていくというのが進め方になりますが、この東大和市駅前につきましては、1社が土地を所有しているということがございまして、ここでの整備事業につきましては、公共は都市計画道路、駅前広場の整備、また周辺の商業だとか、アミューズメント的な建築物ができておりますけれども、そういったものはその一企業の活動の範囲内で整備されてきたという経緯があるというふうに考えております。

今後も、ここについて公共が再開発をする必要があるかどうかといったようなことになるとは思いますが、現在のところ、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、西武のほうの計画が中断しているという状況でございますので、企業者の今後の経営活動等を注視し、そこでどういう動きがあるかというようなこと、その動きをつかんだところで、開発の協議等をし、市の表玄関にふさわしいような公共施設的なものの整備とか、お

願いしていくというふうになるというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) 今の部長の答弁を聞きますと、そのことは間違いじゃないですよ。この2つ考えなきゃいけないんですよ。今個人的な財産という、駅広の西武のことだけを思って、西武鉄道の開発と、そして駅前の開発には都市計画道路、桜街道が通っているんですよ。ですから、駅前を西武の土地は西武の土地で、今部長の言われたとおりで、その考え方がいいですよ。しかし、西武がもし開発を今まで二十何年間放ってきたわけですから、市がその計画について、市が共同計画で市が駅前のあの土地に対して、駅広を買った勢力があるんですよ。駅広を買収したと同じように、駅ビル計画の西武がやらないんだったらば、市がやりますよと、そういう提案したっていいんじゃないんですか。西武がやらないんだったら、西武の土地に譲ることないですよ。駅前玄関にするということは、西武も知っているんですよ。ですから、西武ができなかったんならば、市が買収に行くと。そして、買収の案を提案しても私は失礼じゃないと思います。そして、西武の考え方が出てきたならば、そこで共同で西武と行政が一体となってやるのか。あるいは、民間の大きな団体の協力を呼んで、第三セクターの方式をとるとか、そういう方法だってあるんですよ。それが、駅前の西武の土地の問題の解決ですよ。

そして、あともう一つの駅前というのは、桜街道を含んだ駅前の再開発は、だから地権者が多いから、再開発事業で進めなきゃいけないんですよ。ですから、この誘導地域があるから、東大和市の表玄関という、国や都の指導のもとによって、東大和市も駅前開発をしていくということはすばらしいまちづくりになるんだということをも市民に訴えかけ、市民の協力をいただきながら、地権者の土地をちまたに散った土地を一つにまとめて、集合的につくる、つくらないは、そのときの計画ですよ。ですから、この駅前、再開発誘導地域には2通りの考えをきちっと区分けしてかからなきゃいけないですよ。東大和市の再開発事業は、東大和市の土地10キロ平方の貯水池を外した面積で、10キロ平方の中で東大和市が歩んだ都市計画の再開発事業は、東部地区で93.3ヘクタールの土地を東部区画事業が終わり、上北住宅も、これはモノレールが上北の駅へ来るということで、上北の駅周辺を再開発で誘導地区にして、駅前整備を図ったんですよ。それは、モノレールが促進されたということですよ。それも、モノレールも58年以降来たことですから、市の計画はみんな行政の国や都の施策に影響されているんですよ。独自政策を早く打ち出さないと、市の事業と都の事業等が一体となって整合性がなくなっていっちゃうんですよ。だから、上北住宅はそれに合わせて再開発した。そして、その後立野地区をやっているわけですよ、区画事業。ですから、立野の区画事業が終了した暁には、駅前の整備、桜街道を含んだ再開発事業をやるべきだと思うんですが、いかがですか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 再開発事業の進め方といたしましては、ただいま関田議員から御指摘いただいたとおりだと考えております。ただ、1点のほうの駅ビルにつきましては、ここでまた西武のほうに確認しましたところ、ステーションビルの計画が完全に中止になっているわけではないということございまして、現在駐輪場であったり、駐車場で利用されていますけれども、暫定的にあのような低利用の状況になっているというお話をいただいております。

また、西武鉄道1社の土地であり、なかなかそこに行政がそこを取得することを前提とした第2種の市街地開発事業という方法もございますけれども、そこまでのものを今計画できる状況ではないというふうを考えております。

もう1点の都市計画道路の整備についてでございますが、都市計画道路の整備方針では、ちょうど市民広場

からユニオンガーデンの前あたりまでにつきましては、次期の整備路線ということで計画しております。そこにつきましては、それほど市街地の中、住宅も建っている中に線形があるわけではございませんので、従来の道路事業としての施行が可能ではないかと考えておりますけれども、先ほど関田議員から指摘をいただきましたように、26号線との交差点付近につきましては、住宅密集地に都市計画決定されているということがございますので、その施行につきましては、従来の街路事業でかかるところの方だけに協力をいただくといったのは、非常に事業の長期化とか、困難性があるなというふうには担当のほうでは考えております。そういったところには、まさしくこの再開発の手法を使い、権利の調整をしながら基盤整備を図っていくという手法が一番都市計画道路を、その部分を抜くにはいい方法ではないかなというふうには担当では考えておりますけれども、今後その事業化を図る上では、検討をしていかななくてはいけないというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 部長の答弁で市長、この再開発は市長の決定権者でまちづくりをどうするかというのが、今部長答弁の中身で市長わかったと思うんですが、このリーダーがまちづくりをするといったときに、このまちづくりの継続は市が駅前開発を土地買収したわけですから、西武鉄道から。それで、駅広をつくったんですよ。そして、その駅広の計画から、さらに発展させなきゃいけない。そうしたときに、この計画はいろんな困難が伴うから、地域計画や、あるいはいろんな拘束があるから、再開発誘導地域に対して、東大和市はやるんだということを上げて、これは提案者が歴史の改革の1ページになるんですよ。これをつくり上げて、5年や10年でできる代物ではない。20年、30年かかっていますよ、今までのデータを見ますと。

そして、うちの平成元年に発表されたときに、この平成ビジョンの中で計画書が発表されたときに、一番近隣の市で市長さん、東村山はこの当時は計画を発表して1.6ヘクタール駅前を打ち上げていたんですね、再開発ビル、地下1階、地上11階、それができ上がったんですよ、26年の間に。ですから、こういう近隣の例を、駅前開発を見ても、東村山の例を見ても26年間かかる。ですから、こういう再開発事業は百年の大計の中で、どう位置づけるかということは、やはり市長がきちっと駅前再開発はするんだということで継続するということについて、今この東村山の例、そして国分寺の駅ビル計画、これもJR東日本と国分寺の市が第三セクターで国分寺にターミナルビルをつくっているんですよ。ここもでき上がっているんですよ。これは、1年や2年じゃできる代物じゃないですよ。市長が本気になって、国や都の補助金を獲得して、こういう道しるべをつくらないと行政は、その後追いつくですから、行政は事務をするだけです。それと、国分寺の駅前開発が、これははまだ国分寺の北口は今開発が進んでいます。歴代の市長さん、苦勞しています。やはり、そういう苦勞を伴う再開発事業というのは、再開発誘導地域が一番難しいと言われている。それが、今言う西武の土地の駅前の土地の問題、そして桜街道の道路を含んだ都市計画道路を含んだ駅前開発と、これは2点、2カ所という言い方は失礼ですが、2つの問題を別々にやらないといけない問題が含まれているということです。ですから、市長、この問題について、再開発について、市長はどのように考えるか。ぜひ、僕はやっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 今いろいろ過去からの経緯のお話をいただきまして、ありがとうございます。

東大和市の駅の周辺につきましては、都市マスタープランにおきまして、身近な生活圏の中心となる地区ということで、生活心に位置づけをしております。おかげさまで、駅広の整備が進んでいるという状況でございます。今お話しのございました駅ビルにつきましては、西武が当時話を持ってきたときに、プリンスホテルが

できるということで、市の顔として市も歓迎をしたというのを記憶してございます。そういった中で、現在はそれが中座をしているというところでございますので、なかなかお話がありましたように、市が主体となって建設するという事は、非常に困難であるのかなと今思っておりますが、西武のほうも中座をしているということと、ここでいろいろ動きが出てきておりますので、所有者の機運の高まり、これが確認できた場合は開発の調整等を図っていくことが必要かなと考えております。

また、西武の方にお会いしたときには、その機会を捉えて必ず、あそこに宿泊の施設が欲しいというのは、市の願いですよということを伝えております。昨年の国体が行われたときにも、やはり市の中に宿泊施設がないということで、全国から来ていただいた方に新宿とか、渋谷とかにお泊まりいただいたというようなことがございますので、その必要性は十分に認識しておりますので、そういった方向で進めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) 市長の再開発誘導地域とは、そういうふうにして、市民にもこういう報告書が届いているんですね。ですから、再開発するためには、計画的な再開発が必要な市街地の中で、再開発を促進地域にならないが、再開発が望ましく、この効果が期待される地域として東大和市としても、再開発事業の推進が一種の起爆剤になり、周辺の都市機能整備が促進される新たな動きに始まることを期待したいと。まさに、このとおりなんです。ですから、駅前再開発事業についての誘致地区、誘導地域については、この辺にとどめますけれど、ぜひ市長、駅前開発は西武の駅広の土地と駅前の桜街道の促進もありますから、この2問題について、再開発と一緒に僕は進めるべきだと思って要望しておきます。

そして、次に今度は誘導地域から再開発の市街地が190ヘクタール、この市街地の中も行政が手を出すことなく、東京都の施事業が都営高木団地、あるいは東京街道団地、全部事業が終了し、周辺道路が全部市に移管される、計画道路になり市指定道路に認定され、東京都の土地と市の境にある住宅の皆さんは大変喜んでおります。ですから、こういうふうな190ヘクタールの中で、土地が東京街道、そして東部区画事業が一部この中に整理が終わっています。区画事業が93.3ヘクタールの一部が、この区域に入っております。そして、この高木団地が終わり、そしてここには立派な個人の民間開発で第二光ヶ丘住宅、あるいは第一光ヶ丘住宅、こういう大きな住宅を取り除くと、この190ヘクタールのほうの整備率が東京都の力をかりて、市が何もしなくてもでき上がっちゃう、こういうことを市と東京都の事業にあわせて、きちっとこの整理をしていかなきゃいけない。後でも触れますけれど、こういう都市計画の10年、20年のスパンで計画がなってくると、そこに地域商店街が張りついているわけですよ。そういう地域商店街のことを、後で具体的に触れますけれど、そういうふうな地域商店街の問題も一緒になって考えてあげないと、都営住宅が縮小になっちゃって、空いた土地があって、そして周りの周辺が都営住宅とともに生活してきた小さな商店街がつぶれるはめになる、店じまいするような環境状況に置かれていると。そういうことも一緒になって、東京都の事業と並行で行政を進めていかなければ、この事業によってプラスになる面、マイナスになる面と一緒に計画していかないと、私はいけないと思うんですが、どうですか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいま190ヘクタールといったところにつきましては、1号市街地と言われる部分になると思います。ここは広く、今関田議員御指摘のように、向原の都営住宅の建て替え、東京街道の建て替えが済みました。都営住宅の建て替え事業につきましては、ただ単に住宅の更新ということにとどまらず、先ほど御指摘いただきましたように、周辺の道路の整備、また中の団地内通路といったものもきちんと整備

し、不特定多数の方が利用できるような街路の網を構成するような整備もしていただいております。それと同時に、3・4・26号線を都市計画決定されている都市計画道路を国庫補助を入れて整備していくといったようなことも、あわせて周辺のまちづくりを行ってきたところがございますので、再開発方針で定めている効果がきちんと出ているというふうに捉えているところがございます。今後につきましても、この中の都市計画施設について、計画をきちんと持ち、次期整備路線等の中での検討に入れながら、整備を図っていく必要があるというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） ぜひ、そういうことで、その地域の1号市街地の再開発のことについては、地域住民の声も含めて、後で商工会の問題も出てきますから、そういう1号市街地の中の商店街のあり方、そういうことも一緒に、こういう大きな開発が終わった後、周辺の建物についての影響で困っている。いいところばかりになって、困った部分も行政は先取りして市民側に立って考えてあげていただきたいと、こういうことで要望しておきます。

次は、西武鉄道の土地についてです。

この市長のお話では、駅ビルが中断されたまま働きかけができないということで、先ほども市長、ここの西武の駅前という必要性について、再度答弁をお願いします。

○副市長（小島昇公君） 先ほど御答弁させていただいた内容と、ちょっと重複するところがございますが、やはり市の顔といたしまして、駅に駅前に駅ビルがということは、市民の希望でございますので、市としてはぜひつくっていただきたいということは継続して考えているというところがございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 僕が質問の中でも、アイススケートセンター、スポーツセンター、立体駐車場、住宅等ということで、この1、2、3、4、4カ所の計画が完成し、この間に絶えず駅ビル計画が7回説明されているんですよ。そして、前半の2回は西武の一方的な発表で、市にこういう計画がありますよという発表をされたのが昭和63年11月ですよ、発表されたのが。この発表のときに、西武鉄道、西武商事による新しいまちづくりということで、全員協議会に説明をされました。そのときの説明では、西武の素案ですから、一方的な話ですから、その駅ビル構想については5階建て、そしてそのときに1階建ての平面図を見ると、青梅街道に西武鉄道が交番をつくりますと、こういうふうに約束しているんですよ。そして、この交番の駅ビル計画は当然駅でつくれば、このときの駅ビル計画にはスケートリンクが計画ですよ、まだ。青写真も載ってないんですよ、更地なんですよ。

そして、今度は平成3年の12月、この西武鉄道の12月の駅ビル計画が変更されたんですよ。地下1階、地上12階、そのときに初めて東大和市の行政コーナーという言葉が登場するんですよ。登場ですから、まだ話し合いは僕は入っていないだろうと思います。そして、この平成4年6月17日の3回目の駅ビルの発表になりますと、もうここでは附帯設備、アイススケートセンターが平成5年度竣工予定だと、ここにもうそういうことから、ここからスケートセンターが始まり、どんどん工事が始まっていくんですよ。ですから、駅ビル計画はこういうふうにつくりますよというふうに言われて、このときに平成4年6月17日に1階に行政コーナーとして150平米の行政コーナーをつくりますと約束してくれたんですよ、市の計画書の中で。

ですから、今度は行政がこの平成6年2月10日、そこには今度はスケートセンターが終わり、次はスポーツ施設を駅ビルとスポーツ施設、アミューズメントという施設とボウリング場、インドアテニスコートというこ

とのスポーツ施設をつくるということで、そのスポーツ施設の中に警察派出所が、そこにできるということも、2回にわたって西武が発表していますよ。そして、東大和市がここで西武の発表になったときに、市が平成6年10月25日、3階の駅のコンコースに行政コーナーがまた変更になるんですよ。そして、150平米の面積を持った行政コーナーをつくりますと言ってくれている。そして、市といろんな打ち合わせが始まったときに、この平成6年度のときにはアイススケートが開業になり、そしてスポーツセンターの建築が始まるんですよ。

そういうふうに歴史は変わってきたときに、交番は、派出所はスポーツセンターのところにつくりますというふうに言われ、平成7年6月ではスポーツセンターがもうでき上がり、そして今度は最後の7回目の説明では、平成7年9月25日は今度はマンション建設、15階建てのマンションができ、そのときには隣に立体駐車場が500台、平成9年に竣工ですと説明をされた、これが歴史なんですよ。ここに行政がかかわってきている。そして、僕は不思議でならないのが、交番は、派出所は西武鉄道で最初考えていたこと。そして、スポーツセンターができるときまでは、西武鉄道の派出所で交番ができることになっていた。そして、平成6年にときに、行政コーナーが消えるんですよ。150平米の行政コーナーが消えたときに、行政が何で手を打たなかったんですか、それが不思議でしょうがない。そこを覚えていた人、ちょっとお願いします。

○企画財政部長（並木俊則君） 今関田 貢議員のほうから、いろいろ平成の各年を追っていただいた経緯はお聞きいたしましたが、いろいろとここで各セクションで調べたところはあるんですが、なかなかそこまで詳しいところまでわからない部分がございます、その時点でなぜそういうようないろいろな西武側の考えが変遷があった中で、市のほうがどのように、そのときに施策の考えを持っていたかというのが、今となってはそういうようなものも残っていませんし、また当時のかかっていた職員が、もう今ここにはちょっといませんで、その辺の聞き取りもちょっとできないという状況の中で、考えている部分については、図面等にはそのようなところの部分というの残っている部分はあるんですが、それがどうしてそういうふうになったのか。市として、どういうふうにそれをまた考えて西武側にいろいろなお話をしたのか、申し入れしたのかというところが、なかなかわからない部分というのがありまして、現時点では今御質疑あった部分について、市として、そのときの考え云々というのは、はっきりとしたものはわかっておりません。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 私は行政で、こういう行政財産の管理ということで、そういう打ち合わせ記録は僕は大事に、これから運営していかないといけないと、記録はしていただきたいというのは、この行政コーナーは150の面積が、150あったら、そしてでき上がってスポーツセンターのところへ行政コーナーと派出所が一つの建屋におさまる。また不思議なのが、おさまって、なぜ市がその建物を借りなきゃいけないのか。交番という派出所は、申しわけないけど、これは警視庁の仕事、東京都の仕事ですよ。その仕事をあわせ持って一つの建屋に市が122万円だったかな、去年度まで。それを、市が借り受けているんですよ。これ市が管理するというのがおかしいですよ。西武が、あれだけの大きな土地を、あれだけの大きな開発をしておいて、当然交番は西武持ちでつくるべきですよ。東京都が最初は、そのように西武がしたんですよ、スポーツセンターまで。そして、途中から市の行政コーナーの150平米が、いつの間にか、その時点でなくなったときに、そこに行政コーナーと派出所の交番がスポーツセンターにまともまるということの記録はおかしいですよ。こういう派出所の権限は東京都ですよ。行政が、こんなの派出所という名前を使うのがおかしいですよ。

それを、もし皆さんも、この議会の中で駅前の交番とか、派出所が必要だと皆さん騒いでいる、提案している、お願いしている。そういうことを考え合わせて、よくても僕はそれを実現するというので、今僕が考え

るには、行政コーナー外すべきですよ。そして、その派出所の、行政コーナー外せば、あそこは派出所になるんですよ、交番の、名前が残る。それを、東京都にあそこを与えて東京都予算で、あそこを借りてもらって、あそこへ交番を1人配置するなり、2人配置するなりお願いしていけばいいんですよ。なぜ、あそここのところで市が僕は行政コーナーとして150平米からある、そういうものをつくろうと言った意思から、あそここの行政コーナーと派出所の交番とが一緒になる建物だったら、僕は行政コーナーなんかなくてもいいと私は思うんですが、その建物についての考え方は今の話を聞いて、どう思いますか。

○総務部長（北田和雄君） 現在東大和市駅前にあります市の行政コーナーと警官立ち寄り所の関係でございますが、これにつきましては、関田議員、先ほど御説明いただいたとおり、昭和63年11月に西武鉄道から駅前計画の説明が、第1回説明がございました。そのときには、資料に交番という表示がございました。ところが、その後の第2回からは、その交番という表示が消えているという経過がございます。その交番にかかわる市と西武、あるいは警察のやりとりですけれども、過去の資料で確認しますと、平成5年7月に警視庁の本部、それから東大和警察、西武鉄道、市で協議をしている記録がございます。その中で、警察署のほうから本部に確認した、これは警視庁ということでしょうか、そこに確認したが、南街と駅前の両方に交番を設置することは無理があるというような趣旨の説明が警察のほうからなされたということもございました。

その後、市としては派出所とか、そういったものはどうかという協議もしているようです。ただ、派出所につきましては、警視庁のほうで派出所という名称は平成6年4月から使ってないと、交番に一本化したということがございまして、派出所というそのものが既になくなってしまっているということがありました。平成9年に、またそれまでも何回か協議しているんですけれども、平成9年の協議の中では警察署のほうから、新たに駅前に交番は設置できないけれども、行政コーナーのようなものの一部に警察官立ち寄り所を設けることができるという説明があったんですね。そこで、市は市長と、さらに警察署の署長が面談をしまして、警察のほうから再度市役所がコーナーを設ければ、そこに警官が立ち寄ることができるという説明を受けているんです。こういった説明を受けまして、市としましては、そのときに西武鉄道から平成9年10月の末までに、あの場所に市のサービスコーナーを設置するかどうか、その回答が欲しいという回答を迫られていました。それで、先ほど説明したとおり、交番設置は非常に困難という状況の中で、次善の策として警察官立ち寄り所というものを、あそこに設けるという一つの検討をしました。ただ、前提条件として、市役所の行政コーナー、市の施設がないと警察官立ち寄り所というのができないという警察の説明もありましたので、市としては次善の策として、西武鉄道から現在の行政コーナーを建物を賃借するというので、あそこに西武鉄道との間に東大和市行政コーナー、警察官立ち寄り所という名称を使って、平成10年7月1日より賃借をしているというのが現状でございます。

以上です。

○14番（関田 貢君） そういう現状が、今部長から報告があったとおり、それを行政コーナーと立ち寄り所で交番が必要だというのであれば、そのときから実施できるように努力するのが行政の仕事ですよ。それで、そういうお話が西武と統一して、いまだに交番が、派出所で立ち寄り所できないというのが、何が原因なんですか。

○総務部長（北田和雄君） 東大和市の駅前に交番が欲しいと、交番が必要だという認識は市のほうでもずっとございます。このときから、ずっと警察署のほうに交番の設置要請しておりますが、先ほど申しましたとおり、警察署のほうではなかなか難しいということで、進展していないというのが現状でございます。

以上です。

○14番(関田 貢君) 今度は市長、この西武とのやりとりを今聞いてわかったと思うんですが、こういうやりとりの中で、行政コーナーを外して派出所という言葉が今は交番で統一でしているということですから、駅前交番を行政コーナーの看板がなくても、交番は交番として警察官が入りやすい雰囲気を、ぜひつくってやって、今のこの環境では行政コーナーと派出所の看板を交番ということに置きかえて、行政コーナーを置かなくても、あそこは交番としての任務を、中を改善して実現をできるということの努力を市長していただきたいと思うんですが、どうですか。

○副市長(小島昇公君) 努力につきましては、今までもしてございますが、今後も引き続き続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) そういうことで努力をしていただきたいというふうに思います。この問題は、何回もやっても進まないの、交番の要望については、ぜひ実現のほどお願いして、次の問題に行きます。

そして、3番目の土地利用、畑の面積が減少傾向になっている状態だと。この畑の面積の減少ということは、私は農家の皆さんが遺産相続、それが発生するために僕は減少傾向の拍車にかかっている一因だと私は思っています。その点について、この面積を維持しようと、守っていくための対策としては、行政はどのような対策を今後やっていこうとしているのか、再度お伺いします。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 先ほど、市長の答弁にもありましたけども、都市計画の手法といたしましては、地域地区で指定する生産緑地地区の指定になります。この制度につきましては、一般的に都市計画で地域地区の指定といったものは、ある程度行政が考え、そのところについては、どのような土地利用をしてほしいという希望とか、願いがあって、指定していくというのが、都市計画の地域地区指定の制度、手法でございますが、生産緑地につきましては、所有者の意向が非常に強く働きます。土地所有者、農業者が営農していくという意思を持って、そこを地域地区に指定したい、生産緑地に指定したいという申し出がないと、なかなかできないといったようなことがございますが、現在でも東大和市におきましては、そういう意向のあるところにつきましては、なるべく指定要件に合うところを指定していこうという姿勢をとっておりますので、そういったことをお知らせしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○環境部長(田口茂夫君) 産業振興課におきまして、農業委員会等におきまして、平成24年度の農地転用の状況でお話をまずさせていただきますが、65件、2万2,600平方メートルぐらいが転用、4条許可、5条許可等で転用されている実績はございます。また、産業振興課におきましては、JAみどり農協の中にあります蔬菜園芸組合ですとか、そういった農業者対しまして補助等実施し、支援を行っているところでございます。

また、本議会におきましても御承認いただいておりますが、市民農園等の活用によりまして、市民と農業との触れ合いなどにおきましても、支援をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) 今説明ありがとうございました。

私が過去の土地利用の資料を調べてみて、昭和39年の時代の畑と宅地の関係、山林、そういうのを35年の当時は37.6%畑があった。住宅は13.9%、そして59年のこの土地利用計画書ができたとき、59年のときでは畑が12.1%、宅地が37.5%ということで、それは逆転をしております。そして、今日2011年、平成23年の統計東大

和の資料によりますと、宅地が43.7%、畑が5.3%、こういうふうには市長、もう5.3%、1桁台になると、これ東大和市全体で見えていくと、本当に農地を深刻な状態で守ってやらないと、私はいけないと思うんですね。だからこそ、この生産緑地を守るのであれば、早くのうちにみんな生産緑地を持っている方が、遺産相続の発生のために土地を売られるという状況の前に、農地のあり方を、こういう東大和市全体で農地を守っていくというときには、市がある程度借地で農家から借りるんじゃなくて、そういう遺産相続が発生したときに、どうしても売らなきゃいけない農地は市がある程度買って市民に解放する、そして農地を守っていくという代わりの時代に僕は来るんだろうと思うんです。そういう意味で、5.何%というと、今の田口部長の話聞きますと、ことし1年間、遺産相続が発生すると、またかなりな面積が失われていくというような状況になっていく。そういうときに、生産緑地であれば買い取り申請が市に来るわけですから、そういう買い取り申請が来たときに、できるだけそういう全部が全部買い取るというのは、市の財源も限りがありますから、少なくとも5.3%の5%を割るようなことのないように、そういう農地の保全をしていくと、遺産相続が発生するというようなときの中身について、担当課ではわかるわけですから、高齢化が進んでいく、いつか発生する遺産相続の対応について、あなたの家では、どのように生産緑地を維持されようとしているのか。家は生産緑地の買い取り申請を出して土地を売っちゃうんだと、民間開発にお願いするんだと、そういうふうと言われる前に行政がある程度確保をする時期に私は来ていると思うんですが、いかがですか、市長。

○市長（尾崎保夫君） 今関田議員がおっしゃった内容につきましては、基本的には現時点での制度等を含めていきますと、農地というのは毎年のように、今おっしゃったように相続等が発生すると減ってくるというのが、これが現実かなというふうに思っております。生産緑地制度等についてでございますけれども、生産緑地制度というものは、将来的に土地を農地として残すということに対しては、そんなに大きな効果というものは現時点ではないのかなという思いもあるわけでございますけれども、相続等が出たときに何を売却して、どう相続税の財産内容をつくるかということが大きな問題になってくるわけですが、そういったときに生産性が一番低いところ、手間のかかるところという農地という形になるのかなというふうに思っております。すると、将来的なことを考えますと、ここで税制改正等いろいろと国のほうでは考えているようでございますけれども、譲渡所得の復活、見直しというのが、特に土地関係については従来は土地を売却したときの、本来なら譲渡所得ということで譲渡所得税というのがかかってきたわけですが、今までは相続税を払うためであれば、その税については免除というか、そういうふうな形で見直しが大部分ですけれどもあったと。それを今度はもとに戻すような税制改革というふうな話も出てきてございます。そうすると、売却した土地に対して、農地の場合は相続で受けてきていますから、多分5%ぐらいということで、その差額については譲渡所得がかかってくる可能性があるということになりますと、いろいろと特例はあるようでございますけれども、基本的にはそういうふうな見直しが進んでいるということになります。これから、ますますそういった意味では、広い面積の土地を売却せざるを得ないという可能性も考えなければいけないのかなというふうには思っております。

そういった意味で、今回の税制改正等ありますけれども、都市農地につきまして、できたらこれは希望的観測というか思いでございますけれども、農地として市に寄贈する場合については、相続税等一切、相続税の算定をしないとか、そのぐらいの制度改正をしていただかないと、都市農地は残っていかないのではないかなと思います。また、農地そのものを行政側が、どう活用するかということは、私どもは考えていかなきゃいけないというふうには思いますけれども、そういう制度改正というのがあってもいいのかなというふうなことは考えてございますし、また私どものほうとして、土地を農地として私どもが購入するというのも選択肢の一つとして

はあると。ただ、限りなく小さい選択肢だと、現状の税制的なものを考えると、本当にこの土地は欲しいんだと思うような土地は、先ほど言ったように買い取り請求のときにあります。ただ、金額等を見ると、今それを買うのは困難だということであきらめている農地もあるのは事実でございます。ですから、そういうふうなものを総合的に考えまして、今できることを精いっぱいやっていこうということでございますけども、土地についても、そういうふうなことで購入だとか、あるいは制度の改革について求めていくとか、あるいは寄附をお願いする、制度改正ということになりますけども、寄附をお願いすることによって、都市農地を守っていく、要するに農地として守っていくということですね。そんなことも考えていかなければいけないのかなというふうに思います。ただ、一つの私どものほうの市として対応できるのは、現時点では選択肢としては一番可能性の小さいという用地の購入ということになるのかなと、現時点での選択はそうしかないのかなというふうには思っておりますけども、今後いろんな可能性を探りながら、都市農地をどう守っていくのかと、現状として将来を考えながら、いろいろと検討はしていきたいというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（関田 貢君） 今市長さんから、いろいろとお話を聞かせていただきました。市長さんも、この生産緑地のことについては、東大和市の農家の実情よくわかっていらっしゃるので、私もこういう生産緑地を抱えている農家の皆さんは遺産相続が発生したとき、あるいはどう処理するかということについての処理の仕方については、市長さんから言わせれば制度改正をして、寄贈ができるとか、そういう中身の改善がされないと非常に難しい部分があると。しかし、市として市民農園を市民が農家にお手伝いできないかわりに、その田畑を守るという意味で、市民農園の拡充ということで、私は次の項目にも入っていますけれど、市民農園がこのデータで市の管理地でもデータでは2カ所だったけれど、1カ所追加になったと思うんですが、3カ所も全部借地なんですね、市が市民農園を。この市民農園のあり方は、行政財産として持っていくべきと私は考えるんですね。こういう生産緑地の問題が、こういうふうになんか買取り申請が私も農業委員をさせていただいたときに、かなり買取り申請が上がってきます。そうしたときに、ほとんど市がパスしています。そうすると、パスすると民間開発にほとんどが開発されているというのが実情です。

ですから、そういうことを市も一つのあらわれとして、市民農園の中の借地をして市民農園は経営するのではなくて、そういう都市農政を守っていくという概念からすれば、市も市民農園の一角を行政財産として持って、市民に担ってもらう。そして、場合によっては市民農園を皆さんの資金を集めて、市民農園の土地を皆さんにカンパしてもらったっていいわけですよ。そういうアイデアだって生まれるかもしれない。財源確保のためには、そういう市民協働と市長が言っているんですから、市民の協力をいただく。そこには一定の基金を積み立てするなり、あるいは一株運動じゃないけれど、そういう市の財産を市民農園をつくるんだという人たちの関心のある人たちに呼びかけて、そういう市民農園を守っていくということで考えていけば、また新しい方法が生まれて、財産を市民で協働で守っていくという発想にもなっていくと。ですから、僕は市民農園の一つを何かの型で、そういうふうな市民協働するんならば、皆さんの一部をお借りして、市民農園を守っていくと

いうことも僕は一つの案だと思うんですが、どうですか。

○環境部長（田口茂夫君） 今関田議員のほうから、市民農園の取得の市民協働でというふうなお話でございます。先ほど、答弁もさせていただきましたが、今議会で3カ所目の市民農園の借地になりますけども、数をふやすという努力もさせていただいてきておりますが、土地自体を市が所有する、または市民とともに共有し、農業に対する認識を新たにさせていただくとともに、農業者の理解を深めていただくということも必要なのかなというふうに思っておりますので、そういった手法につきましても、今後研究をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 次に、4番のところ、市の管理の状況について、市有地の売却基準ということで再度お願いします。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 先ほど、市長答弁にもございましたことと重複をいたしますが、市有地の売却に関する基準といったものはございません。そうした中、これまで財政健全化を推進するため、普通財産を有効に活用していくといった行政改革の観点から、実質的に機能してございません残地、あるいは廃道敷、長期にわたって利用見込みのない土地と、こういったものを売却し、管理経費の節減とあわせて、歳入の確保、財源の確保を図ってまいった、こういった経過がございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 借地の買い取りは、先ほどの話でいきますと、芋窪の集会所、あるいは清水の吉岡邸の2カ所だということで、借用地の買い取りというのは、これは僕はもっと進むべきだというふうに思っていたんですが、意外に借用地の買い取りは少ないんで、僕はもっと計画的には進むべきだと思うんですね。これは、なぜそういうふうに言うかといいますと、東大和市はこれから次の問題にも出てきますけれど、都市計画道路が65%完了し、残りの35%がまだ残っているわけです。その35%の実施するについては、土地の売買が民有地の土地に対して、あるいはそういう都市計画路線が通っている路線に対して、遺産相続が発生したときに、先行取得の買い取りということ、僕は都市計画道路にかかっている道路はすべきだというふうに思っています。でないと、都市計画道路をいざ進めるとなると、都市計画道路って百年の計画を持って実施計画をしないと計画が進まないというのが現実です。ですから、私は都市計画道路は広く市民の協力を得なければ促進はできないというふうに思っています。私も市民会館の都営団地の中で、都営団地が工事したときに26号線の駅前の促進のときに、南街地区の道路促進をするために、何件かの道路の買収のお手伝いをさせてもらったけれども、1年や2年じゃとても3年、4年の工期がかかり、なかなか地主の都市計画道路の買収の事業は促進できない。ですから、道路事業の中、あるいはそういう計画があったときには、計画がおくれがち、そういう計画を促進するためにも、私はこういうふうにふだんから都市計画道路の先行取得はしていくべきだというふうに思っています。その点について、皆さんどういうふうに考えますか。

○市長（尾崎保夫君） おっしゃるとおり、都市計画道路地につきましても、都市計画決定された場合につきましては、購入等いろいろとやっていくわけですけども、先ほど来いろいろと都市計画、あるいは農地の関係等、お話をいただいているわけでございますけども、そのためにはそれなりの財源を確保していかなければいけないというのが、これは大きな問題というか、これが解決できれば今言ったようなことは、全て解決できるというふうに言っても過言ではないくらい大きな問題でございます。

また、今議会でも説明させていただいたような、また公共施設の更新等も含めて、将来的な財源というふう

な大きなものは必要になってくるだろうというふうに思っています。先ほど来、都市計画道路、そして土地ということであれば農地の関係、あるいは狭山緑地、そういうふうなものが当然今後考えていかなければいけないというふうには思っているわけですが、そういった意味では、公共施設の整備の関係の基金等、充実させていこうということで今一生懸命積み上げているというか、将来的なことも考えながら、そしてなおかつ現状でしていかなければいけないいろんな施策があるわけですが、そのバランスも考えていかなければいけないのかなど、そういう中でこれから公共施設の関係も含めて、しっかりと対応はしていかなければいけないというふうに思っているところでありますけども、何せ公共施設関係だけ整備する、あるいは都市計画という形で整備するだけでも莫大な財源が必要になるだろうというふうに考えますと、なかなか広い範囲にわたって、今言われたようなものを含めて対応していくのは、非常に難しいものがあるかなという認識をしているところです。

以上です。

○14番（関田 貢君） この市有地の管理で、ちょっと確認をしておきますけれど、私が市有地の管理台帳をこの資料で見ると、24年度3月に発行された台帳で管理台帳、市有地は130カ所、それで借用地は私の管理台帳で見ると79カ所ということになっておりますけれど、この借用地の管理については、先般他の議員の資料を見ますと、89件、市の管理地が、借用地が10カ所ほどふえています。そして、10カ所ふえているというのは、何と何がふえているのかなど、こういうふうと比較してみたら、全く中身が違う。こういうのが、市の管理台帳としてきちっと整理をされたときに、何か機軸になるもの、この資料だけじゃ、とても市の管理台帳を見ることができませんよね、どうですか、この管理の仕方。

○総務部長（北田和雄君） 市の財産の管理でございますが、市で保有している財産につきましては、財産台帳というものがございまして、それで管理をしております。借地につきましては、各事業ごとで借地をしております、管理をしているということですので、私どものほうで総務管財課ということになりますが、こちらのほうで一元的な管理というのは現在いたしておりません。ですので、各資料作成のときに必要な場合、その時点での借地を各課に調査をしまして、まとめるというのが現状でございます。

以上です。

○14番（関田 貢君） 部長、今の答弁で市の借地を管理するに、この79カ所の借地の費用というのは、ぱっとどれぐらい79カ所には費用がかかっているんだということがわかりますか。

○総務部長（北田和雄君） 全体で借地料が幾らになるかということでございますが、先ほど申しましたとおり、各それぞれの事業ごとに借地料を予算計上しております都合上、申しわけございませんが、総務管財のほうで総額を把握しているという現況ではございません。

○14番（関田 貢君） そうしますと、市の管理地の台帳、市有地財産、あるいは借用代金のそれぞれの財産項目で、行政改革でこここここの部分は減らしたい、そうすると予算で何%減らしたいと。ここに、例えばこども広場だったならば、こども広場について、この予算はこれだけちょっとかかっていると、もう一度こども広場の用地を見直したいというときに、見直しをかけるときに、土地計画法で決まった公園、そして地域の宅地開発で指定された公園のできた公園は、きちっと法律で定まった公園ですから、その公園を寄贈を受けて市が最低限借地としてかかっている公園等もあるでしょうし、あるいは私有財産の土地を借りてこども広場の公園にしているかもしれない。そういう公園の管理を縮小するということに、財産管理上から見て、このままでいきますと、どこを減らして、どこを管理で目をつけてという、この一連のこども広場の例とすれば、このこ

ども広場の例は、どういうところにつけられるのが市民から借りてまでつくらなきゃいけないかというところの基準は何ですか。

○環境部長（田口茂夫君） 公園を例にということでございます。

公園を管理しているのが環境部でございますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、基本的に開発に伴う公園が近年ずっと、特に小さい公園になってしまっていますが、多くなっておりませんが、昭和50年を中心にこども広場なり、公園を多くつくってきております。また、配置計画等につきましては、現在持ち合わせてはいないという状況でございます。基本的には、市民の皆様方からは公園の廃止よりも公園を設置してほしいという御意見を多くいただいておりますことから、基本的には廃止ということの方向性は環境部では持ち合わせていないという状況でございます。配置につきましては、今後適切な配置の必要性もあることから、今後こういった点につきましても検討していく必要があるというふうなところでは考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今答弁で、もしこれを行政改革で、そういうことで公園の見直しというときには、地域の公園のあり方ということについて、借地の中身を分析するというときにも、そういうところは現況を見て、ここの距離は住宅開発にしても、開発から見たら距離はおかしい。あるいは、地区計画の都市公園の計画の距離からすれば、これは最低子供たちは500メートル半径で以内の地域には公園が1カ所あるべきだとか、いろんな決まりがありますよね、公園の基準が。そういう基準に照らし合わせて見直しながら、この市の借地、これは公園についての例として、今言いましたけれど、そういう見直しをするときには、そういう着眼点で平等に配置をしていただきたいと思います。

そして、今度は市有地の財産の中で市営住宅が私は気になるんですね。この市営住宅が第一団地から第四団地まであって、この市営住宅の管理の仕方は私は考えるべきだと私は思うんですが、この市営住宅の経営の仕方について、行政として今後市営住宅というのは経営していくことにふさわしいのか。あるいは、国や都と同じように、住宅政策については行政は都と国の政策に便乗する、あるいは民間の開発にお世話になる。ですから、市の住宅政策は今後していかないんだというようなことになりませんか。その考え方については、市営住宅については、皆さんの考えはどのようになっていますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 平成25年3月にまとめました住宅マスタープランにおきましては、市営住宅については、市の他の政策との連携を図っていくというようなことになっております。また、住宅政策全般につきましては、民間の住宅のストックがかなりあるというようなこともございます。また、都営住宅であったり、公社住宅といった数が当市にはかなりあるということで、そういったところでの役割を受けていただくという考え方も必要ではないか。何も市が積極的に市営住宅として、戸数をふやしてやっていくというような社会情勢ではないのではないかというような考え方にに基づき、民間のストックを活用していきたいという方針を定めております。今後につきましては、現在は住んでいる方もいらっしゃいますので、すぐにそこをという話にはならないと思いますので、現在市営住宅以外、公共施設のさまざまな施設の状況をどうしていこうか、今後どのように管理していこうかといったことを、総合的に考えていく時期ともなっておりますので、そういった検討とあわせて市営住宅用地のあり方も検討していきたいというふうな考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今前向きな答弁をいただき、大変ありがとうございます。

私も市有地のあり方、今私も部長の言った平成25年3月の住宅の中身を読ませてもらって、今の住宅、第一

団地から第二、第三、第四団地の土地に対して、利用率を計算してみました。そうしたときに、第一団地、南街5丁目では土地が12%しか使われていない。そして、88%が空地になっている。第二団地、奈良橋3丁目では7%しか利用されてなく、93%が空地だと。そして、第三団地、南街5丁目、6丁目は7%の利用率で93%空地。そして、第四団地が立野3丁目、これが4%の利用率で96%が空地になっている。こういうふうに、僕は都営住宅と、国の公社住宅というんですかね、当市は。そういう大きな住宅の事情で、東大和市を取り巻く環境、そして東京都も都営団地の建て替えさえ空地利用については、50年定借とか、70年定借で高木団地なんかは個人住宅を促進されようとしています。ですから、当市も東大和市も住宅政策は東京都のいいところを見習って、何十年も放置していくんじゃなくて、僕はこの4カ所の80%を超える空地利用については、考えていくべきだと私は思っています。ですから、空地利用については、50年の定借にするとか、東京都並みの期限で貸し出すとか、そういうのを早急に僕は検討して、市民に僕はこの空いた土地を再利用していただきたいというふうに僕は思っています。そういう意味で、一日も早い計画促進のための努力をお願いしたいと思いますが、どうですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 以前は、国の補助を入れて取得した公営住宅の用地につきましては、かなり制限が強く残っておりました。しかし、ここに来て平成20年過ぎぐらいから、国のほうのそういった用地の活用について、そこまで縛らないといったような運用の仕方が変わってきているといったような事情もございますので、そういったことをあわせて検討し、市にとって有効に活用できるような方向というのを、今後検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） ぜひ、前向きに検討していただいて、そういう市民利用にできるような土地利用にしていきたいと要望しておきます。

次に、5番目として、3核7拠点の構想、これは先ほど駅前開発にも準じて、駅前開発の中で、この商業ビジョンをこの当時は平成元年に発表された報告書に、約3,000万円もかけて東大和のまちづくり、あるいは商業の発展のためにということで、英知を出していただいた資料の中で、課題の中で、この商業の課題が商業ビジョンに報告されている。まさに、商業ビジョンの報告書どおりだと私は思います。地域のアイデンティティの欠如とか、交通拠点の偏在、新青梅街道による地域の分断、中心商店街の不在、快適な歩道空間の欠如、こういうことがこの商業ビジョンに掲げられています。

こういう商業ビジョンの問題の中で、私も大和通り商店街、あるいは富士見通り商店街に街路灯のことでお手伝いしたことがあります。そうしたときに、東京都の街路事業については、いろんな計画の難しさがあって、その当時の街路灯の大和通りの街路灯については、その当時の予算に見合わなくて、間隔を広くしての今日の大和通りの街路灯ができ、富士見通りも同じようにできたと。そして、素晴らしい街路灯ができています。そして、そのときに歩道の整備を都市計画道路のところがインターロッキングというんですか、歩道がアスファルトじゃなくて整備されました。

その整備が、2核構想論の駅前が1つの核、南街交番が2つ目の核、そして旧ダイエーのところが3核とあって、3核構想の中で2核構想の特に市民ホールができるというときに、関連事業として、あそこが道路が狭かったのを拡幅工事を東京都にお願いして、拡幅工事していただきました。そのときに、私がインターロッキングのハミングホールから来る歩道は整備されたけれど、そのときに中学生が二小へ、二中に行く生徒たちの富士見通りを通っていく歩道については、そのままではおかしいのではないかと、私はそのときにインター

ロッキングで改善をして、商店街のことにきちっと対処してあげなきゃいけないんじゃないかということで、その関連事業で質問したことがあります。そして、大和通りは東京都事業と一緒にあわせてインターロッキングにして、駅前の西山先生の駅前のところまで歩道が整備された過去の記録があります。そういうようなことで、今回はインターロッキングの話じゃなくて、こういうまちづくりの中で今の先ほど欠点の中で、課題の中で歩道問題に触れておきたいと思います。

歩道問題については、我が党の自民党の北久保都議により、拡幅工事が予算化がついたという話を聞いて、あそこの歩道が今1メートルが1.5メートルになり、その歩道計画が実現をしようとしています。その実現について、市はどのような対処をされ、東京都の予算でありますから、そういう事業がどのように市に反映されるのか、その辺の話を聞いておりますか、お伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 青梅街道の南街の部分、大和通りと言われているところの歩道の拡幅についてでございますが、北多摩北部建設事務所のほうからの情報では、まだ事業化に決まったということは市は情報は受けておりません。ただ、要望等があり、もう少し買い物環境とか、歩行者の空間を整備するための歩道の拡幅について要望を受けているというようなことで、検討はしているということでございますけれども、交通管理者との協議等のこともあり、それが決定したという情報は、まだ得ていないところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） ぜひ、大和通り共栄会の歩道確保や、都にも北久保都議も一生懸命地元の商店街の活性化のために、歩道確保のことには進言されているようです。ぜひ、そういう都と市とタイアップして歩道確保のために努力していただきたいと要望しておきます。

そして、最後に都市計画道路です。

この都市計画道路の整備については、長年都市計画道路については平成13年度で65%の整備率になっているということで、9路線であと未整備地区が延長で2万4,835メートルあるわけなんです、1万6,143メートルが完了しているわけです。あと未整備は8,692メートル残っているわけです。こういう都市計画道路の促進を、ぜひ僕はしていただきたいと思うんですが、この辺の計画についてお伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市計画道路の整備につきましては、市長答弁でも答えさせていただいておりますけれども、多摩地域における都市計画道路の優先整備路線といったようなものを検討しながら進めております。現在は芋窪地域の3・5・20号線を整備しておりますが、次期の整備路線といたしまして、3・4・17号線、桜街道の一部を計画しております、3・5・20号線の進捗を見ながら、次期の整備路線の検討に入りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） ぜひ、この整備路線の次に桜街道の整備、都市計画の整備を急いでいただきたいと思えます。

そして、最後に都市計画の促進するために広報板、各地域の都市計画道路の区域についての路線、こういうふうにごくここが通りますよと、地域に対しては、狭山とか、芋窪とか、あるいは桜街道の特にそういう都市計画道路の看板、都市計画公園という看板は私は必要だと。道路の線に沿っての遺産相続物件があらわれたときには、先行取得をするというような周知は市民等、協力をいただくということについては必要だと私は思っているんですが、この辺のことについては、もう時間がありませんから、私がお願いをしておいて、ぜひ実現できるように努力をしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします、私の一般質問は終わります。どう

もありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、7番、二宮由子議員を指名いたします。

〔7番 二宮由子君 登壇〕

○7番（二宮由子君） 議席番号7番、民主党、二宮由子です。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

地域防災力の強化についてでございます。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から19年、平成23年3月11日の東日本大震災から3年が経過しようとしております。この間、大震災の教訓により、新たな被害想定の見直しや東京都地域防災計画の修正を反映し、各自治体で地域防災計画の見直しが行われました。地震などの大規模災害において、被害の未然防止、また被害を最小限に抑えるためにも、地域住民による自助、共助の取り組みが災害時に大きな力となります。東日本大震災発災時において、岩手県釜石市では釜石市教育委員会が平素から防災教育に力を入れ、徹底した避難訓練に取り組んでいたため、中学生が小学生の手を取り一緒に避難するなど、市内の全小中学校、児童・生徒の避難率がほぼ100%でありました。また、阪神・淡路大震災においては、倒壊した建物からの自力脱出や近隣住民などによって救出された人の割合が90%を超えていました。このような大震災から得た教訓を風化させることなく、地域の防災力の向上を図るには、自助の努力を発展させた防災隣組とも言うべき、近隣住民相互のコミュニティによる協働の仕組みを構築することが重要であると考えました。

そこで、お伺いいたします。

第1に、地域防災力向上のための取り組みは。

ア、各種訓練の状況及び成果は。

イ、自主防災組織の整備状況は。

ウ、防災リーダーの育成は。

エ、小中学校における防災教育の取り組みは。

オ、消防団活動の充実強化は。

カ、住民トリアージの考えは。

キ、今後の課題は。

第2に、東大和防災フェスタ2014について。

ア、開催の経緯及び目的は。

イ、実施内容は。

ウ、今後の課題はなど、お聞かせいただきたくお伺いをいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

〔7番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、各種訓練の状況及び成果についてであります。平成25年4月から平成26年1

月末までの期間で、防災訓練等が延べ32回実施されております。実施団体は自治会及びマンション管理組合等であり、訓練の内容につきましては、避難所体験訓練、炊き出し訓練、給水キット取り扱い訓練、簡易トイレ設置訓練、スタンドパイプ取り扱い訓練等の体験型訓練を実施しております。成果につきましては、市民の防災・減災意識の向上や、防災資機材の使用法の習熟と地域のきずなの形成が図られたと考えております。

次に、自主防災組織の整備状況についてですが、平成26年1月末現在、33団体となっております。各自主防災組織では、それぞれの地域で防災訓練や広報活動、研修会を開催するなどの活動を行っております。また、市では未結成の自治会等に対して、自主防災組織結成の手引の活用や周知に努めているところであります。

次に、防災リーダーの育成についてですが、地域の防災リーダーの育成につきましては、東京都主催の防災市民組織リーダー研修会、市主催の防災モデル地区事業、出前講座の多摩湖塾及び総合防災訓練や避難所体験訓練を通じて育成に取り組んでおります。

次に、小中学校における防災教育の取り組みについてですが、各学校では平成24年3月に教育委員会が改訂いたしました学校防災マニュアルに基づき、防災教育を年間安全指導計画に明確に位置づけ、学校教育全体を通して取り組んでおります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、消防団活動の充実強化の考え方についてですが、消防団活動を強化していくためには、まず消防団の装備を充実させることが必要であります。平成25年度は第六分団詰所を改築し、第二分団の消防ポンプ車を更新いたしました。また、消防団員の待遇につきましては、報酬を改定したほか、装備では編み上げ靴の支給を行いました。平成26年度には団全員に冬の活動服を支給する予定であります。

次に、住民トリアージの考え方についてですが、トリアージとは医療活動において負傷者等の患者が同時に多数発生した場合に、医療体制、設備を考慮しつつ傷病者の重症度を緊急度によって分別し、治療や搬送先を決定することです。住民トリアージとは、災害時に負傷した住民を住民がトリアージし、医療機関に搬送することです。行政、医療機関関係者に頼らず、地域住民同士で迅速な対応ができることが最大のメリットです。しかし、住民が専門的な対応が可能かどうか課題がございます。今後地域防災力向上の視点から、住民トリアージについて調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてですが、現在構成員の高齢化が進んでおり、今後も継続して防災組織を運営していくためには、若い世代の参加が課題となっております。また、未結成の自治会等に対する自主防災への意識啓発も課題となっております。

次に、東大和防災フェスタ2014の開催の経緯及び目的についてですが、東日本大震災発生から3年が経過する時期に、市民の防災意識啓発を目的として、都立東大和南公園と共催により、東大和防災フェスタ2014を開催いたします。平成23年、24年度につきましては、有識者を招聘し防災講演会を開催いたしました。時間の経過とともに、市民の防災意識の風化が進む中、改めて大震災の記憶を呼び起こし、犠牲者への追悼を行うことで、防災に関する市民意識の向上を図ることを目的としております。

次に、実施内容についてですが、市内一斉避難訓練、東日本大震災に係る記録の展示、市民の防災意識啓発を目的とした体験コーナー及び非常食試食コーナー、都立東大和南公園内の防災関連設備の紹介等を実施する予定であります。

次に、今後の課題についてですが、東大和防災フェスタは3月9日に初めて実施する事業であります。課題につきましては、事業実施後把握に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 小中学校における防災教育の取り組みについてであります。小中学校ではそれぞれ児童・生徒の発達段階に応じ、各学校で作成する安全指導計画をもとに、自分の命を守ること、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成することなどを狙いとした防災教育を実施しております。中でも、防災教育を学校の特色ある教育活動の一つとして位置づけている第一中学校では、守られている側から守る側へを育成の狙いとした防災教育に取り組み、生徒が地域の合同防災訓練に参加するなど、地域に貢献できる生徒の育成を目指した教育活動を展開しております。

なお、第一中学校のこれら継続した取り組みにつきましては、平成26年1月、東京消防庁より地域の防火・防災功労賞優秀賞の表彰を受け、防災教育の取り組みが高く評価されております。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、地域防災力向上のための取り組みはの中の各種訓練の状況及び成果はについて伺います。

自治会、御答弁の中でおっしゃってました32回実施されたというのが、実施団体が自治会ですとか、管理組合ですので、地域住民が主体となった防災訓練です。このように、地域で行う防災訓練に対して、市はどのような支援を行っているのか、まず伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 地域での防災訓練の市の支援のことでございますが、今回延べ32回の訓練を自治会等で実施していただいております。訓練内容につきましては、避難所体験訓練、炊き出し訓練、給水キット取り扱い訓練、簡易トイレの設置訓練、スタンドパイプ取り扱い訓練等の体験型訓練を実施しております。市としましては、炊き出し物品の支給、主にアルファ化米等でございます。また、避難所体験訓練におきましては、毛布等の貸し出しを実施しております。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） それでは、市は例えば炊き出しの物品の支給ですとか、毛布の支給とか、そういった物品の支給だけを支援しているというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） そのとおりでございます。

○7番（二宮由子君） 例えば防災訓練の中には、避難所体験訓練も含まれておりますが、初期消火の訓練ですとか、あと応急救護の訓練も含まれていると思うんですが、そういった場合、例えば要請があった場合には、市としての支援というのは、物品以外にも考えられるのでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 初期消火訓練及び避難所の訓練でございますが、こちらにつきましては、通常消防署のほうに専門的な知識がなければいけませんので、お願いしているところでございますが、東大和市消防団のほうでも、応急救護の資格を取りまして、自治会等の訓練に消防団員が大勢指導員として派遣しているところでございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 今課長の御答弁からも消防団員の方、大勢というふうにおっしゃっていますので、伺いたいですけれども、それぞれ自治会など、大きい組織もあれば、小さい組織もありますから、自主防災訓練の規模というのでしょうか、そういうのはその団体の大きさによって異なるとは思いますが、一般的な

防災訓練にかかわる人員、例えば今申し上げたように、初期消火訓練ですとか、応急救護訓練などにかかわる人員は何名ぐらいを派遣されるのか伺いたいと思います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 自治会の大小にもよります。また、会場ですね、小学校とか、集会所、公共施設等によりまして、開催等によるものに、訓練内容にもよりますが、一般的には通常炊き出し訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、この3点は大体実施されているようでございます。こちらについては、市の職員は大体2名から5名ほど出席予定ですが、全体的には大体十五、六人程度の人員が必要ではないかというふうを考えてございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 今お答えになった十五、六人の中で、職員の方が2名から5名という御答弁だったんですけど、それ以外の十五、六人でしたら、ほかの10名ほど、例えばこれが全部全て消防団の方というふうな認識でよいのか、確認させてください。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） ほとんどが消防団員の方でございますが、数名消防署のほうから派遣いただいていることがございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） わかりました。

では、それでは次は市が主催となった、主催した防災に関する訓練を伺うのと、それぞれ訓練には目的があると思うんですけども、その目的もあわせて伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 市が今年度実施した体験型訓練が主でございますが、年間共催含めまして8回実施してございます。

まず、昨年6月、庁舎の砂利敷駐車場で実施いたしました水防訓練であります。こちらにつきましては、水防訓練については、台風が襲来する時期の前に土のうの作成や水防体制の訓練を目的として実施したものでございます。

次に、9月、市役所及び市役所で一部訓練と市立第五中学校で実施いたしました二部訓練、こちらについては総合防災訓練を実施いたしました。こちらにつきましては、東日本大震災の教訓を踏まえまして、震度6強の大震災が発生したとの想定のもとに、一部訓練では東大和市事業継続計画に基づきまして、非常時優先業務の実働及び図上訓練を行いました。地震発生1週間以内に着手する業務の確認を行ったものでございます。また、二部につきましては、防災関係機関と地域住民の皆さんの協力を得まして、避難所体験訓練や初期消火訓練、煙体験訓練等の体験型の訓練を実施いたしました。

続きまして、11月でございますが、こちらにつきましては、先ほどお話しございました市立第一中学校での地域合同防災訓練でございます。主催につきましては、市立第一中学校の防災教育の一環で実施したものでございますが、市も同時に地域防災訓練をサポートしたものでございます。

また、同月、東大和病院で実施されました災害防災訓練でございます。市としても、防災安全課、健康課の職員が参加いたしまして、災害拠点病院の東大和病院での緊急医療救護所の立ち上げや、医師によります傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急措置及び搬送訓練を実施いたしました。

さらに、防災モデル地区事業を上北台地区におきまして、2回実施してございます。これにつきましては、地域の防災体制づくりと災害時のまちの状況を確認していただくことと、避難所運営の訓練を実施したものでございます。参加者に地域の防災上の課題を検討していただきました。

また、2月、市立第六小学校で避難所体験訓練を予定しておりましたが、大雪のため今年度については中止になったものでございます。

3月9日ですが、今週予定しております都立東大和南公園での東大和防災フェスタ2014でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、東日本大震災から3年が経過する時期に、市民の防災意識の啓発を目的として実施するものでございます。

以上、年間8回の実施予定ということでございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 今8回というふうに伺って、内容もいろいろ目的も伺いました。今伺った防災訓練の内容ですか、目的なんですけども、ほとんどが体験型とはいえ、意識啓発というのが主ではないのかなというふうに感じました。そこで、体験型の訓練の中でも、もう少しより踏み込んだ体験をしていただくような訓練に、内容の充実ができないかというふうに私は思いまして、これちょっと事例なんですけども、武蔵野市の取り組みというのを、ちょっと御紹介させていただきたいと思います。

武蔵野市というのは、年4回、うちは8回やっていますけど、もう明確に年4回は確実にやるというふうにホームページでも言っているぐらいですから実施しています。

一つは、当市でもやっているような、9月1日の防災の日を中心とした防災訓練です。

2つ目は、当市でもやっていますね、水防訓練、それを5月に必ず実施しています。

3つ目は、阪神・淡路大震災におけるボランティアの活動をもとにした災害時のボランティアの受け入れ態勢の強化を図るための、市民とボランティア団体が中心となった防災ボランティア訓練というのを実施しています。

四つ目は、休日・夜間などの勤務時間外に災害が発生した場合を想定したいつきの集合場所に指定されている各小中学校ですとか、都立高校において、初動要員に任命されている職員の方と、各地域の防災推進員ですとか、自主防災組織、また自治会ですとか、地域住民の方によって避難所の開設などの訓練を行っている。こういった4つを行いながらも、そのほかに市民の皆さんが自主防災組織を結成した皆さんたちが、消火訓練、避難訓練ですとか、救出・救護訓練など、必要に応じて対応しています。

当市の8回行われている訓練も、全然私的には一般的な訓練であって、もう一步内容を踏み込んだ例えばボランティアですとか、休日・夜間の勤務時間外の参集ですとか、そういった訓練の内容を実践に即したというんでしょうか、そういった訓練の内容に充実ができないか、ぜひとも検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 今武蔵野の内容を御紹介いただきましたが、うちの市でやっている内容と大きなところでは同じであるというふうに、ちょっとお伺いしております。

御提案のありましたボランティアの訓練でございますが、これは単独ということでは市ではやっておりませんが、総合防災訓練とか、その中で一部取り入れたりはしております。

それから、初動要員の関係ですが、これにつきましても、ここで支部となるところの初動要員を3月末に任命をします。一支部当たり10人ぐらいですか、職員を。その人たちは、震度5弱の地震があったときは、自動的に初動支部のほうに自主参集するというシステムを構築しております。ここで、人も任命できることから、来年度の総合防災訓練につきましては、学校でやりますので、そこにその要員も参加をさせて初動訓練の一環を取り入れたいというふうには考えております。

以上です。

○7番（二宮由子君） 今部長のおっしゃっていた初動要員の任命ですか、これは当市が職員の参集訓練を行った結果を受けての対応というふうな認識でよいのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 初動要員ですけども、職員の初動の参集マニュアルというのがございました、前から。ただ、実際の任命行為してなかったんで、ここでマニュアルを見直すとともに、全職員対象に参集訓練をやりましたので、その参集時間ですとか、職員の居住地などを参考にして、中学校を中心に学区内に居住する職員で係長以下の職員です。係長までは、災対本部のほうに要員としてとられますので、一般職の人で初動要員というものを任命するというところでございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 今参集訓練も行って、その結果だというふうな御答弁だと思うんですけども、そうしますと参集訓練を全ての職員に対して行ったということですので、その実施状況を伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 参集訓練の実施状況でございますが、平成25年度は実施しておりませんが、平成23年度に副参事以上、平成24年度に主査職以下の職員の参集を実施しております。副参事以上につきましては、平成24年3月の防災講演会当日に参集訓練を実施してございます。参集手段では、徒歩が36人、自転車15人、バイクが2人と、合計53人が参集しまして、60分以内に52名の方、98.1%の参集率でございました。

また、主査職以下の職員につきましては、平成24年8月から10月までの3カ月の期間内に参集、または図上訓練を実施いたしました。実働の訓練の参加者は309名、図上訓練参加者が78名、合計387名でございました。参集手段としましては、徒歩が204名、自転車173名、バイクが8名、その他2人となっております。また、60分以内の参集者につきましては311名、80.3%の参集率でございました。

なお、平成25年度につきましては、新規採用職員は採用当初の研修期間に参集訓練を実施してございます。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） 今伺った参集訓練の状況なんですけど、近年市役所の職員という方々は市内にお住まいの方ばかりでなく、市外から、近隣市も含めてですけども、通勤されている方も多いというふうに伺っています。そこで、いざ大地震が発生した際には、市の職員の方々は自分自身の身の安全を守りながら、市役所へ参集するという事になっていきます。その際に、こういった経路で来るか、安全面ですとか、また時間とか、平常時での状況を事前に把握するのが、この参集訓練だと思うんですけども、それによって非常時でも迅速な対応ができると思うんです。

また、今伺った例えば平成24年の主査職以下の方が60分以内に参集者が80.3%ということは、この数値というのは、あくまでも平常時での数値ですよ。ということは、発災時、職員行動マニュアルにも、参集途中で負傷者がいた場合は救護活動に従事するよというふうな、明確に記されているんです。ということは、60分以内に参集する方というんですか、集まっていただけの方は80.3%よりも、もっと減ってしまうんだろうなというのが、それはもう予想されますよね。そうすると、人員が集まらなければ、災害時に重要となる初動態勢というのがおくれちゃいますし、また参集するときの経路ですか、倒壊家屋が少ない道路を利用するんですとか、そういった1回やればいいというものではないと私は思うんです。まず、1回やった段階で自分で経路というのを理解して、もう一度やることによって、この道は危ないですとか、そういった繰り返しやることによって、さまざま気づきというのがあろうと思うんですが、まず複数回の参集訓練の検討されているのかとあわせて、この今回御答弁のあった参集訓練の時間帯なんですけども、これは通常昼の時間帯なんだろう

か。できれば、夜間ですとか、休日ですとか、そういった参集訓練を検討されているのかどうかも、あわせて伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 参集訓練の内容でございますけども、これは一般職、係長以下の職員については朝でございます。通勤時間帯でやっております。それで、ただ参集の時間をはかるだけではなくて、参集経路で災害時危険と思われる場所はないかどうか、そのチェックもちゃんとすると、その報告をするということで、一応訓練は実施しております。一通り、全員が参加をしておりますので、毎年実施するとなると人数も多いですから、なかなか困難だと思いますが、1回やったからそれでいいというものでもないのも事実ですので、ある一定の期間を見ながらやっていく必要があるというふうには考えております。どの程度の間隔でやるかは、今後ちょっと検討課題になってくると思います。ただ、新規採用職員につきましては、新規採用時の研修の一環として参集訓練を去年からやっておりますので、これは新規採用があるときは毎年続けるというふうには考えております。

以上です。

○7番（二宮由子君） ぜひ、ある一定の期間とおっしゃっています。それが、どのくらいか半年なのか、1年なのか、それもぜひ決めていただいて、複数回の参集訓練の実施をお願いいたします。

次に、自主防災組織の整備状況についてです。

ちょうど1年前なんですけども、自主防災組織の整備状況についてというふうに私伺いました。その際に、組織の状況というんでしょうか、そういった御答弁の中では平成19年度末が18組織で、その後の5年間で14組、団体がふえまして、1年前ですよ、32組織あるとの御答弁をいただきました。本日の御答弁だと、本年1月末で33団体との御答弁ですので、平成25年度の1年間で1団体ふえたこととなります。そこで、まず今年度の自主防災組織結成に向けて、市はどのような取り組みを行われたのか。また、なかなかふえていかないという状況を、どのように分析をされていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 今年度の自主防災組織の取り組みでございますが、例年実施してございます市内の各地区で開催されます防災訓練や研修会を通しまして、自主防災組織の手引を数年前につくりましたので、こちらのほうを活用いたしまして、未結成の自治会等に周知をしているところでございますが、23年度から実施してございます防災モデル地区事業ということで、DIG・HUG訓練を実施してございます。23年度については、奈良橋地区を実施させていただきました。24年度は新堀地区、狭山地区、今年度については上北台地区を昨年の11月実施いたしまして、こちらのモデル地区事業の中で御案内をさせていただいています。ちょうど、そのとき自治会に加盟されている役員の方、あと自治会が未組織の方も参加していただきまして、現在その未組織の参加者の、要は自治会をつくるまでにいきませんが、自主防災組織は立ち上げたいというようなお話も伺っていますので、そういう自治会の作成までにはいかない自主防災組織の団体について、市のほうでは粘り強くサポートしながら、何とか結成のために援助していきたいというふうには思っております。そのような、東日本大震災以降、非常に防災意識が高まった時点では、自主防災団体がふえたんですが、現在もう3年過ぎまして、またこの自主防災組織というのは、自治会、または管理組合を主としてお願いしているところでございますので、なかなか自治会、管理組合等の年齢構成が高いということで、組織づくりのお願いに参っても、なかなか結成に至るまでには至ってございません。

状況は以上でございます。

○7番（二宮由子君） 今課長の御答弁いただいたように、自主防災組織がまだ結成されていない自治会ですか、

結成の手引というのもつくられているようですので、周知に努めているということです。課長もおっしゃっていたように、自治会そのものが今高齢化によって役員のみならず手不足ですか、組織の維持、運営というのが非常に難しくなっているという大きな課題を抱えている現状から考えても、今までのような周知のあり方、もちろん防災モデル地区でDIG・HUGなど通して、未組織、自治会をまだつくられていない方々も自主防災組織を立ち上げるような、今コーディネーター役としてもやっていただいておりますけども、そういった自治会を通してというようなやり方では、新たな自主防災組織の立ち上げというのは、非常に難しいのではないかと思います。

そこで、1年間で1団体ですから、一応ある程度の目標というんでしょうか、何年までに何団体ぐらいを、ぜひ市としては自主防災組織を立ち上げたいというような、そういった思い、目標というのは持っているのか伺います。

- 防災安全課長（鈴木俊雄君） 今議員さんおっしゃられたとおりですが、市としては自治会の組織のないところに自主防災組織というのは、なかなか立ち上げるのは難しいというふうに考えてございます。やはり、コミュニティが育ってないところに、災害が起きたときにどうするかということでお話しするのも、なかなか難しい状況でございます。2月の大雪のときにも、防災担当者が道路を確認しましたが、コミュニティができていない道路については、非常にきれいな雪掃きができてございました。ただ、自治会がない組織の戸建ての家の北側の道路を見ますと、ほとんどが雪が残っている状況でございました。そのようなことを考えますと、やはり市内の自治会、または管理組合のまず78ある自治会等の組織に、まずお願いをしていくというのが大事なかなというふうに考えてございます。その中で、役員の方が輪番制でやっている、1年交代でやっているという自治会も多々ございますので、働き盛りの方がその地区の防災リーダーというような形で、防災の自主組織のほうに入っていただけるような、何か環境をつくるというか、要は研修会、講習会も含めまして、その方たちが出やすいような時間帯を配慮する、曜日等を配慮するとか、そのような形で防災組織の増強を図っていきたくて、何年計画で何団体というのは、なかなかこの場ではちょっと申し上げられませんが、よろしくお願ひします。
- 以上です。

- 議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 開議

- 副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 7番（二宮由子君） 先ほどの御答弁だと、何年までに何団体という目標的数値はお持ちでないけれども、ただ今既存の自治会78団体ぐらいあるというふうにおっしゃっていましたが、そこに自主防災組織を立ち上げていただきたいというような働きかけを行っていきたくてというような御答弁だったと思います。先ほど、課長の御答弁の中でも防災リーダーという言葉が出てきましたので、次の防災リーダーの育成はに移らせていただきたいと思うんですが、市長答弁の中でも東京都主催の防災市民組織リーダー研修会など、ほかいろいろ行って、本市としては防災リーダーを育成しているという御答弁だったと思いますが、そこで東京都が主催されている防災市民組織リーダー研修会というのは、どういった研修会の内容なのかとあわせて、本市から何名ぐらい参加されたのか。あと、その研修会に参加された方というのは、これ言葉的には市民組織のリーダー研修会ですから、もう既にこれはリーダーだという認識でよいと思うんですが、本市の中で防災リー

ダーとして、既にその方々は活動されているのかどうかという3点を伺いたいと思います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 防災リーダーの都の研修会の内容でございますが、こちらにつきましては、本年、26年1月27日に実施したものでございます。内容につきましては、午前9時から午後4時までの6時間の1日研修というようなことになってございます。当市から10名参加いただいております。内容につきましては、午前中3時間の中で、まず1点目として防災啓発DVDによる危機意識の喚起ということ、あと防災隣組認定の団体の活動紹介、また東京防災隣組認定団体による防災活動の事例発表、また東京消防庁による地域防災の事業説明等がありまして、その後70分ぐらいの講義として、自助、共助の重要性、防災市民組織についてのリーダーの役割とか、防災市民組織の運営手法とか、女性や子供の立場からの防災対策、地域と企業との連携の重要性等につきまして、講義がありまして、その後質疑応答ということで午前中を終了しているようでございます。午後につきましては、実技体験というようなことになりまして、災害の図上訓練を実施しているということでございます。こちらにつきましては、図上訓練を実施した後、その振り返りと自助、共助の取り組みにつきまして、その後の質疑応答とか、意見交換をしまして、終了したということでございます。1日の研修に10名の方に行っていただいております。

あと、もう1点につきましては、申しわけございません。

○7番（二宮由子君） 済みません、ちょっと3点多かったので申しわけない。

最後の1点は、防災リーダーとして既に市内で活動されているのかというのを伺いました、お願いいたします。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 申しわけございません。

今回10名の方に御参加いただいております、既にこの方たちについては、地域によりまして、自主防災組織のリーダーとして防災訓練等、主催をしてやっていたいただいている方たちでございます。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） そうしますと、当市の防災リーダーというのは、自主防災組織のリーダーという認識でよいのか、改めて伺います。

それと、市の考える自主防災組織のリーダーということだと、役割ですとか、位置づけ、どういった位置づけをもって自主防災組織のリーダーというのを、市は考えていらっしゃるのか、改めて伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 防災組織のリーダーということになりますと、一般的には消防団の方を地域の防災リーダーという形で捉えているわけですが、今回のような研修会に参加していただけるような、自主防災組織の方もリーダーということで、位置づけているわけですが、この方々につきましては、それぞれの地域で防災の指導者として、防災訓練や防災力向上のために活動いただいております。また、その地域で防災組織の未設置とか、そういう自治会に対しまして、その働きかけをしていただけるような役割も市としても考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） 今御答弁のあったように、さまざまな役割があるんですけども、課長のおっしゃっていた未設置のところですか、自主防災組織が結成できるようなという役割というのは、実際に今自主防災組織のリーダーですか、防災のリーダーの方々は今未設置の場所において、自主防災組織が立ち上がるようなコーディネーター役の、そういった役割というのはしていらっしゃるのでしょうか、伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 午前中のお話の中で、上北台地区のDIG・HUGのほう、お話しさせていた

だきましたが、そのときそちらのほうの自治会の中で、自主防災組織を担当している方が未設置の自治会の方との交流も含めて、援助していただいているようなお話でございました。

以上です。

○7番（二宮由子君） 先ほどの研修でも、研修の内容、東京都が主催の防災市民組織リーダー研修会の中でも、情報の交換ですとか、あと実技の体験ですとか、いろんな研修があると思うんですが、私が思うに防災リーダーというのは、自助、共助の活動の支援ですとか、地域との連携、もちろん自主防災組織の機能を高めるための活動の支援ですね、平常時からさまざまな防災、あと減災の活動に広く携わっていただくことが、防災リーダーには求められていると思うんです。それには、当市も10名ほど参加されたような研修会ももちろんですけれども、ほかのうちの市内の例えばほかの自主防災組織の他団体との情報交換というのが、非常に重要になると思うんです。そこで、当市の自主防災組織のリーダーの方々が集まる防災リーダー連絡会議みたいな、名称はいつでもいいんですが、要するにほかの組織や自主防災組織同士の情報交換の場というのは、当市は設けていらっしゃるのかどうか伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 防災リーダーの連絡会についてでございますが、当市の場合につきましては、現在のところ連絡会組織というのはございません。今後それぞれの自主防災組織の情報交換の場として、連絡会的なものを考えていかなければいけないというふうには考えているところでございますが、現在なかなか自主防災組織が自分たちの防災訓練をやるのに精いっぱい、なかなか連絡会まで参加いただけないような状況がありますので、今後引き続きこちらの連絡会については、何とか考えていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 自主防災組織自体も大きい組織もあれば、小さい組織もありますから、それぞれ役員の方なり負担ですか、そういったものが違うと思いますけれども、相互のお互いの活動の状況の把握ですとか、情報交換をすることによって、先日スタンドパイプの購入に対する東京都の補助で購入されたという自治会もあるというお話もありましたように、お互いが刺激を受けて組織自体が活性化されれば、非常によいと思いますので、ぜひとも防災リーダー連絡会議の開催というの、ぜひ御検討くださるようお願いいたします。

当市の取り組んでいる防災リーダーの育成というのは、順番からいうと自主防災組織が結成されて、その中で防災リーダーを育成する、防災リーダーの方が当然いらっしゃる。その方に研修を受けていただいて、よりスキルアップするというのが防災リーダーの育成じゃないかと、今いろいろ伺って思ったんですが、その発想をちょっと逆転させていただいて、まず防災リーダー養成講座を開設して、その修了者を防災リーダーとして認定して、各地域で自主防災組織の強化や、自治会などに結成の働きかけを行っていただくような仕組みづくり、これは市がもう既に実施している介護予防リーダー養成講座と同じ発想なんですけれども、現在介護予防リーダー養成講座を卒業して、介護予防リーダーとして認定された方々は、各地域で元気ゆうゆう体操ですとか、サロンですとか、そういった活動を通じて介護予防事業の取り組みを進めていますよね。どんどんと地域に入ってやっつけていらっしゃいます。

防災リーダーに関しても、同様に地域の防災リーダーとして認定された方々によって、各地域にどんどん入っていただいて、現在御担当の防災安全課で取り組んでいただいているような、自主防災組織結成のコーディネーター役を防災リーダーに担っていただくというのが、非常に有効ではないかというふうに思うんです。今まで、この1年間いろんな取り組みをされて1団体ですから、そういったもう少し裾野を広げるというんで

しょうか、そういった取り組みもぜひ御検討いただきたいのですが、防災リーダーの認定についての御見解を伺います。

○総務部長（北田和雄君） 確かに、自主防災組織については、今年度1団体の増加という状況です。自治会組織数ありますけど、組織力に差があったりしますので、防災組織ができるようなところは、もう既にできてしまったと。残っているのは、なかなか組織がまだ自治会としての組織の成熟度の問題もあって、ある程度の数になると、そこから先、ふやすのはなかなか難しいという状況もあって、ちょっと少なくなっているということはあるかと思います。

防災リーダーですけども、確におっしゃるとおり、既にあるリーダーをさらにリーダー性を高めるという研修も必要ですし、新たなリーダーを発掘することで組織の結成を促してもらうというのも必要だと思います。ですから、モデルとしては二宮議員おっしゃいました介護関係の手法が活用できるかというふうに思いますので、ちょっとその辺を参考にしながら、防災の関係でどういう取り組みができるのか、少しは検討してみたいというふうには思います。

以上です。

○7番（二宮由子君） ぜひ、78自治会ですか、管理組合も含めて78団体の全てに自主防災組織が結成できるような形で、まずは取り組んでいただけるようお願いいたします。

次に、小中学校における防災教育の取り組みはについてです。

御紹介いただきました地域の防火・防災功労賞の優秀賞に第一中学校が受賞されたというのは、長年にわたって近隣自治会の皆さんですとか、地域住民の皆さんと協働して地域に貢献できる生徒の育成を図った取り組みが評価されて、第一中学校だけじゃなくて、ほかの学校の励みにも非常になったと思います。そこで、当市として防災教育を進める上で、狙いとしていた自分の命を守り、そして身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育てることという狙いとしていらっしゃるという御答弁でしたが、ほかの学校、各学校でも特色ある防災教育が進んでいると思いますので、具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） ほかの中学校におきましても、地域の防災訓練にボランティア活動として参加をしている学校があります。また、中学校3年生が救急救命講習を受け、心肺蘇生法を学んだり、AEDの扱い方を学んでいるというような学校もございます。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） 地域の防災訓練のボランティアですとか、非常に地域の方とかかわっていただくという面では、非常に重要な取り組みだと思います。各学校でさまざま防災教育が進んでおりますけども、来年度以降、当市でぜひ導入していただきたいという新たな取り組みというのをちょっと調べましたので、2点ほど御提案させていただきます。

まず1点は、さまざまな体験を通じて防災力向上を図ることを目的としたジュニア防災士の養成をカリキュラムに取り入れて、同時に子供たちが日常から防災と減災に深い関心を持ち意識を高め、自分で考え判断し行動ができる防災力を身につけることを目的としたジュニア防災検定へのチャレンジというのがありまして、ぜひそれを試みてはいかがでしょうかということです。ジュニア防災検定というものには、初級、中級、上級という3段階ありまして、小学校中学年から参加することでできます。ぜひ、これもチャレンジしていただきたい。

もう一つは、2点目は防災検定協会が実施している防災教育の一環として、防災寺子屋という、これは防災

の出前事業なんですけども、それを活用してはいかがかということです。この防災寺子屋なんですけども、交通費と資料代は負担をしなければいけないんですけども、それ以外は無料で各学校に講師の方が来てくださるんですね。総合的な学習の時間などを活用するなどして、子供たちの防災力向上のためにも、ぜひ御検討いただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** ただいま二宮議員から御紹介いただきました取り組みについては、児童・生徒の防災意識を高めていく取り組みの一つであるというふうに認識しております。今後校長会を通して、学校に紹介をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○**7番（二宮由子君）** このジュニア防災検定に関してなんですけども、第1回というのは実はもう実施をされておまして、初級検定を都内の公立小学校の16校が、その中の児童がチャレンジをしました。初級に関して言えば、お一人につき2,000円かかりますので、全生徒ではなく、自分が防災に興味を持つというんでしょうか、自分が地域の中で防災力を高めたいと、そういった志のある生徒さんに、ぜひそういった芽を摘まないように育てていただければと思います。ぜひ、ジュニア防災検定と、また防災寺子屋に関しましても、御検討いただけるようお願いいたします。

次に、消防団活動の充実強化の考えはについてです。

消防団活動を強化するには、装備の充実、今年度は第六分団の詰所の改築ですとか、第二分団の消防ポンプの更新ですとか、全団員に編み上げ靴を支給、また来年度には全団員に冬の活動服を支給するとの御答弁でした。それでは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全確保に資することを目的とした消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律って、非常に長い法律が文面が長いんですが、昨年12月13日に公布施行をされました。これによりますと、消防団の装備の基準というのが、26年ぶりに一新されたようです。今回の改正を受けまして、本市として今後どのように消防団の皆さんの装備の充実が図られるのか、まず伺います。

○**防災安全課長（鈴木俊雄君）** 今議員さん、おっしゃられました議員立法で立ち上がりました法につきましては、基本理念を発しているものですが、既にこちらの内容については、それぞれの各市の消防団では、資機材等それぞれ充実したものとなっております。それに追従するような形で法が整備されました。ただし、災害対応についての消防団の資機材の充実が図られておりません。といいますのは、消防団は火を消すという業務がまず大前提でございますので、そちらのほうの資機材については、充実しておるのでございますが、災害対応につきまして、またチェーンソーとか、これからちょっと載ってございます油圧ジャッキとか、そういうものについては、なかなか各市の消防団も整備してございません。本市におきましても、こちらについては、各団で1台とか、そのような程度でございますので、これから災害対応の資機材につきまして、充実を図っていききたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○**7番（二宮由子君）** 現状は各団に油圧ジャッキ、チェーンソー、1台ということは、充実を図っていききたいというか、各分団ごとに1台ずつ災害対応資機材として装備充実させるというふうな認識でよいのか、確認させてください。

○**防災安全課長（鈴木俊雄君）** 可能であれば、各それぞれの分団に1台ずつ配備をしていききたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○7番(二宮由子君) ぜひ、もちろん補助金の関係もあるでしょうし、さまざまな課題が多いとは思いますが、各分団に油圧ジャッキとかチェーンソーを1台ずつ装備できれば、非常にありがたいのでお願いいたします。

先ほど申し上げた法律には、消防団への加入促進が求められています。公務員の消防団員との兼職に関する特例が盛り込まれておりまして、そこで伺いたいんですけども、現在の消防団員に入団されている市の職員の方は何名いらっしゃるのか。あと、加入率というのを、あわせて伺いたいと思います。

それと、もう1点、消防団員の前期と後期の人数を、あわせて伺います。

○防災安全課長(鈴木俊雄君) 消防団の現在入団している職員数でございますが、現在平成26年1月1日現在166名ということになってございます。条例定数におきましては、189名ということで23名の団員の減ということでございます。市の職員の団員数でございますが、このうち166名のうち11名の方が入団していただいております。市の職員の割合としましては、6.62%となっております。

以上でございます。

○7番(二宮由子君) 今期166名中11名の職員の方が消防団に入団されて、加入率6.62%ですか。この加入率、今伺ったんですけども、市としてどのように評価をされているのか伺いたいと思います。

○総務部長(北田和雄君) 6.6%という数字が高いか低いかということだと思いますけども、消防団員というのは基本的には男性になります。女性消防団員、なでしこというのがありますけども、ただ基本的には各分団は男性が消防団員になっております。市の職員も全て男性じゃなくて、女性も数多くいたりしますので、そういうことを考えますと、そこそこの数字になっているかなというふうには思います。ただ、まだやはりもう少し上げたいと、入団率を上げたいという気持ちはございます。

以上です。

○7番(二宮由子君) 消防団員、うちの市の全消防団員の人数なんですけども、前期に比べると今期は23名減少ということで、23名欠員ということですね。条例の中で団員数が189名と定められておりますから、前期は定員に達していたと。ただ、今期は23名欠員が生じていたということですが、市として消防団員の確保を目的とした働きかけですか、団員の募集などの取り組みというのは、市としてされているのでしょうか。

○防災安全課長(鈴木俊雄君) 団員の募集についてでございます。これにつきましては、新規採用職員につきましては、市内にお住まいの方については、消防団員になっていただけるように、それぞれ職場の応援を得ましてお願いしているところでございます。また、一般の消防団員の募集についてでございますが、市のホームページ、またホームページに団員募集を掲載してございます。また、消防団で作成いたしました消防団だよりによりまして、団員を通じまして地域の方々に配布いたしまして、消防団活動をまず知っていただくというのとあわせまして、団員募集を呼びかけているところでございます。

以上です。

○7番(二宮由子君) 今課長から市のホームページにも団員募集を募っているということなんですけども、ホームページも私も実際見させていただきました。御答弁のあったように、消防団員募集というふうにしっかりと書かれておりますけども、イラストですとか、写真とか、全くないですね、字が消防団員募集みたいな形で書いてありまして、果たしてこのホームページを見て消防団に入りたいというふうに感じてくださる方がいらっしゃるかどうかというのが、このホームページで消防団員募集というのを載せたから、効果が本当にこれがあるかどうかというのが、非常に疑問に思ったんです。それで、もうひと工夫、ホームページもしていただいて、

例えば消防庁が発行されている消防団員募集のパンフレット、カラー刷りのものがありますので、それを掲載していただくですか、あと東大和市消防団、また各分団の活動を知っていただけるように、消防団もそうですけど、ウェブサイト、皆さんツイッターやられたりとか、一生懸命情報発信に力を入れていらっしゃるんで、そういったサイトへリンクできるような、そういった仕組みなどをやってできないかどうか。要するに、ホームページの充実を御検討いただけるかどうか伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 団員募集につきまして、ホームページの活用から消防団のホームページへのリンクということでございますが、現在消防団のホームページへのリンクの関係については、市としては取り扱ってございません。市として、消防団員の確保というのは急務であるということは認識しているところでございますので、今後リンク等につきましては、担当課と検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○7番（二宮由子君） ぜひ、リンクできるような仕組みというのは、そんなに難しくはないと思いますので、御検討のほう、また担当課とぜひとも相談してください。

先ほど、新規の採用者ですか、新規採用職員の方は市内に住んでいる職員の方というような御答弁もあったと思うんですが、消防団の活動そのものというんでしょうか、市の職員の方のお仕事の内容によってなんですけども、庁舎から一步も出ずに仕事が済んでしまうという部署もあるように、市民の方とのかかわりですか、そういったものがなかなか持てない部署もあると思うんですね。市の庁舎内だけでは気づけない地域住民とのつながりを築くためにも、ぜひ新規採用職員の方々を積極的に消防団への加入、呼びかけが重要ではないかと思いますが、今先ほどの御答弁の中には、新規採用の方で市内に住んでいる職員の方には呼びかけていらっしゃるというふうにおっしゃっていましたが、消防団員としての規定の中には、市に住んでいる、もしくは市内に仕事を持っていらっしゃる方というふうになっていると思うんですが、なぜ市外に住んでいらっしゃる職員の方には、お声かけをされないのかというのを、まず伺いたいと思います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 東大和市消防団員につきましては、18歳以上の在住・在勤者を対象としてございます。消防団活動、訓練におきましては、夜間、土、日という形で訓練をしているところでございますが、市外の方ですと、なかなか制約がございます。消防団の活動につきましては、訓練も結構な過去に比べると回数を重ねてございますので、夜の訓練から、土、日という形になりますと、市外から数時間かけて東大和市にお越しいただくというのも、結構酷な話になりますので、市内在住の方を中心に市職員としては、お声かけをしているところでございます。

また、ちょっと先ほどの話に戻りますが、職員の組織率の11名ということで、6.6%という形でございましたが、市の職員の中では東大和市の消防団は3年を1期としまして、大体15年5期をしますと若い方に引き継いでいくという形でございます。職員の中では、30後半から五十数歳までの方いらっしゃいますが、市内に在住の方におきましては、ほとんどが消防団経験者でございます。現在40歳以下の方で団に入団していただいている方が11名という状況でございます。市外の方もなっていたいただいている方もいらっしゃいますが、なかなか市外の方については、消防団員になっていただくことが厳しい状況でございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） それでしたらば、現在の消防団員の166名のうち、職員の方11名を引いた155名ですか、その一般団員の方のうち、市外の方というのはいらっしゃるんでしょうか。わかるようでしたら教えてください。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 市外の方は数名というふうな形に聞いてございます。ただ、消防団員の方におきましては、勤務先が市内という方が、そのうちで73名でございます。市内の勤務の方が93名、市内勤務の方は73名ということでございます。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） もう一度確認させてもらいたいんですけど、市内勤務の方が73名ということは、市内に住んでいらして市内に勤務なのか、それとも93名という方は市外に住んでいらして市内勤務なのか、要するに在住者が在勤者かということなんだと思うんですけども、もう一度済みません、教えてください。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） ちょっと、手元に詳しい資料がないので申しわけないんですが、93名の方が市内の勤務の方で、市外の方は73名ということになってございますが、166名のうち、市外の方で消防団員になっている方は数名というふうに聞いてございます。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） 数名の方が市外に住んでいらして、消防団員として東大和消防団として活動していただいているというふうな理解をしました。数名ですけども、その数名いらっしゃるわけですよ、市外に住んでいらっしゃるって、市内に在勤されている方が、一般の団員の方でも。ですから、東大和市職員の方でも市内に住んでいるから、市外に住んでいるからというすみ分けを、そこでしまうのはもう少し幅を広げて、ぜひそういった方も呼びかけをしていただきたいなというふうには思っております。

新規採用職員の方なんですけども、平成24年と25年度、採用職員の方の詳細、先ほど部長が一般的には消防団は男性の方がとおっしゃってましたので、男性と女性のそれぞれの人数と、消防団入団者、新規採用の方にお声かけして入っていただいたというふうに、先ほど御答弁いただきましたので、消防団の入団者の人数というのを伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 消防団の加入状況でございますが、平成24年度の職員の採用につきましては、30名というふうに聞いてございます。男性が23名、女性が7名、そのうち入団者の方は3名となっております。また、本年度の平成25年度は22名の採用というふうに聞いてございます。男性が8名、女性が14名ということで、入団者はゼロということでございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 平成24年度は3名入団していただきました。平成25年度に関しては、いまだ入団者ゼロということで、先ほど申し上げた消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律という長い法律でも、今まで課題であった報酬ですとか、出動手当てなどについて、公務員の消防団員との兼職に関する特例というのが盛り込まれています。地方公務員の要するに市の職員の入団の促進を図るよというということで、消防庁からも通知が届いていると思うんです。ですから、ぜひ市職員の方にも積極的に入団していただけるような、平成25年度はゼロですから、ぜひゼロの状況を1人でも2人でも多く入団していただけるような呼びかけというのを行っていただきたいんですけど、今までどのような形で呼びかけを行っていたか、新規採用職員に関して、だって平成24年は3名入ったんですから、今年度はまだ入団されてませんが、今までのやり方をまず伺うのと、今年度はなぜゼロなんですか。まず、それを伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 新職員の消防団への加入のやり方ですけども、採用試験で最終面接のときに、必ず副市長のほうから消防団に入る意思がありますかという確認をしています。みんな入りますというふうに、その場では答えてくれます。そういうことで、採用の時点から地域での仕事をしっかりやってほしいという市の

気持ちは伝えていきます。その採用後、個別に市内在住の方を対象に勧誘をして、その結果、24年度は3名の方に入っていたというところでございます。

25年度がないというのは、先ほど申しましたとおり、25年度の男性職員の採用は8名です。女性のほうが14名で多かったこともありますので、この辺が影響しているかなというふうには思います。

それから、先ほど来話題になっております市内、市外の話でございますが、東大和市というのは非常に狭い市ですから、八王子ですとか、ああいう広い市から見れば、近隣市も含めて市内と考えられないこともないです。今後は余り遠いところはともかくとして、訓練等がありますから、参加は難しくなると思います。ですから、近隣市の職員についても加入については、少し働きかけを検討したいというふうには思います。

以上です。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 先ほど、消防団員の勤務状況のことで、市外の人は数人というふうに申し上げましたが、申しわけございません、5人でございます。166名中5人は市外の人ということでございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 今部長から新規採用の面接のとき、副市長が消防団に入団してください、くださいますかですね、はいとおっしゃってくださったので、もう一度副市長がちょっとお手数ですけども、消防団に入団して下さいますかという、お声がけをしていただければ、もしかしたら25人のうち、男性の8人、女性ももちろんなでしこ隊がありますから、もちろんですけども、ゼロ人というのから少しは入団していただけるのではないかとこのように思いますので、ぜひ副市長のほうにお力をおかりしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 確かに、新入職員の面接をするときに、やはり職員の市役所を選ぶ動機が地域のために活躍したいという希望が非常に多いんですね。具体的に、非常に3・11で大変な思いをした消防団の例を挙げて、こんな大変だけど消防団やる気はあるかと、東大和市にもあるけどという確認をさせてもらっています。部長から、先ほどお答えさせていただきましても、あらかたの人がやりたいですと答えてくれます。入った後、幾分気持ちが変わってくる子もいるのかなと。私たちが入職したころは、消防団に入るかというような、そんなお誘いじゃなくて、入ったからなと先輩に言われて、そうですというような状況でした。職員の市内、市外の構成も正直言いまして、私たちが昭和53年に入職しましたが、市内と市外の割合って市内の方が非常に多かったです。今は本当に広く職員を募集しておりますので、市内の方が少ないというのも事実なんで、遠い方は入職した後、一定の時期には大和に移りたいということも話は聞いておりますので、先ほど言いましたように、東大和市でなければできないということもないと思いますし、また昼と夜で、夜都内にいる人がサイレンもわからないでここに来るとすることも現実的ではありませんから、昼と夜に使い分けて出いただくということも可能だと思います。

そして、先ほど6%が多いか少ないかと話なんですけども、何かがあったとき、市の職員は消防団員として活躍していただくよりも、本部に来ていただくという使命を持ってまいりますので、市内の職員が余り多いということは、今度は消防団の活動に支障を来すということもありますので、一定の割合で今6%より、新しい方が入っている人が少ないという状況、市内をよく知ってもらおうという意味で、もう少し私も声をかけてみたいと思います。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） 今副市長がおっしゃっていた災害対策本部ですか、立ち上がって、市としての担って

ただくことを市役所の職員の方はしなければいけないというふうにおっしゃっていましたが、消防団というのは大災害もそうですけど、通常の例えば防災、火災の警戒ですとか、そういった地域に密着した形での活動もございますので、ぜひ職員の方にも他市の方にもお声かけを、そして新規採用の方にも、もう一度再度御確認をしていただければと思います。

次に、消防団の待遇についてです。

今年度から、団員報酬の改定を行ったというふうな御答弁をいただきました。ここでちょっと教えていただきたいんですけども、改定後の報酬額と、他市と比較してどうなのかという状況を伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 消防団員の待遇の件でございますが、他市と比較してということで、昨年4月に報酬を改定いたしまして、消防団長につきましては30万3,000円、副団長につきましては22万8,000円、分団長につきましては16万円、副分団長につきましては11万1,000円、部長につきましては9万1,000円、班長につきましては8万2,000円、団員につきましては7万6,000円というふうに改定してございます。こちら、26市の状況でございますが、団長につきましては、26市中、上から19番目でございます。副団長、分団長も同じく19番目ということになってございます。副分団長につきましては、26市中20番目でございます。部長につきましては19番目、班長につきましては14番目、団員につきましては16番目の順位ということになってございます。以上でございます。

○7番（二宮由子君） 今伺った他市との比較なんですけども、今上からという言い方をされましたけど、実はこれ下からだと、副分団長は下から6番目なんですよね、上に20市あるんですね。上から下から、そんなに当市としても、それほど団員報酬は高くないということが確認できたと思うんですが、次に東大和市消防団条例の第15条に、団員が防災活動、訓練などの職務に従事する場合には、別表第2に定めのある手当を支給すると定めています。そこで、この手当を支給範囲の詳細を伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 消防団員の出動手当の支給範囲でございますが、こちらにつきましては、7種類ございます。

まず、火災出動手当、風水害出動手当、応援出動手当、訓練出動手当、警戒出動手当、予防出動手当、その他の出動手当ということでございます。その他のその他でございますが、機関手当というのがございまして、こちらについてはポンプ車を運転する団員につきましては、手当がつくようになってございます。いずれも、1回につき2,500円となっております。

以上です。

○7番（二宮由子君） 今伺いましたその他の出動手当というのは、どういった出動なんでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 消防団員の研修会とか、講習会、交通安全の講習会とか、そういうものがございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） それでは、消防団条例の第6条で団員は団長の招集によって出動し、服務するものとするというふうに定められておりますが、全ての消防団の活動というのは、団長の招集によって出動するという認識でよいのか伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 通常は、団長の出動命令ということになりますが、火災出動、風水害出動、こういうものにつきましては、市内のサイレンによりまして出動していただくようなことになってございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） そうしますと、風水害とか、火災以外の出動というのは、今の逆をとりますと団長の招集によって出動するという認識でいいのか、改めて確認させていただきます。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） おっしゃるとおりでございます。

○7番（二宮由子君） そうすると、団長の招集によって出動する者には、ここの別表第2に定められている手当がつくという認識でいいのか確認をさせていただきます。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） そのとおりでございます。

○7番（二宮由子君） そうしますと、各地域で自主防災組織などの訓練で消防団の方々というのは、分団ごとに地域に密着した活動を行っておりますから、自主防災組織ですとか、自治会など、防災訓練でも応急救護指導員として活動されていますよね。先ほど、消防団員は何名ぐらい派遣されるかと伺ったときに、10名ぐらい派遣されるという御答弁をいただきましたので、このような地域の防災訓練での活動も団長の招集によって出動されるという理解でいいのかどうかの確認と、そうすると出動手当てというのは、各団員に支給されているのか伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 防災訓練等の指導とか応援、または応急救護の指導員ということで、団長の命によって出動した場合につきましては、こちらについては消防団のほうの内規というものがございまして、団の分団訓練については、年5回まで、その他につきましては、こちらの今お話しさせていただいたような自治会等の防災訓練に出た場合につきましては、年間の消防団員につきましては、7万2,000円の報酬の中のうちということで出動をしていただいていることでございます。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） そうすると、自主防災組織とか、自治会の防災訓練の活動に出動ですか、団長の命によって出動する場合は、その報酬の範囲内でのボランティアという認識でいいのか、改めて確認させていただきます。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 失礼しました。先ほど、団員のことを7万2,000円と申しましたが、7万6,000円でございます。こちらの年間の報酬の範囲の中での活動というふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（二宮由子君） これ先ほど、いろいろ伺った団員報酬の他市と比べて上から何番目と伺ったじゃないですか。それと同じなんですけど、年額7万6,000円というのと、7万6,000円かと思うんですけど、これ月額に変えると6,333円なんです、約6,300円ですよ。また、ここの報酬額というのは、全てというふうには申し上げませんけれども、例えば市の各審議会委員ですとか、協議会委員の報酬の多くは月額9,000円なんです。月額6,300円の報酬の中で、この自治会とか、自主防災組織の防災訓練をボランティアとして対応していただいている現状というのは、これ非常に申しわけないというんでしょうか、団員の皆さんはいろんなところから依頼があって、その場、その場で出動されるわけじゃないですか。消防団員の方々というのは、もちろん仕事を持ちながら団の活動もしていらっしゃいますし、また家庭や子供を持ちながら活動されている方ももちろんいらっしゃいます。一般的に自治会ですとか、自主防災組織の防災訓練というのは、土、日に開催されますよね。そうすると、仕事が休みとなる日曜日ですとか、土曜日にも地域での防災訓練にきちんと装備して出かけなければなりませんよね。これが、月に一度だったらまだしも、どんどんと自主防災組織がふえ、災害地域防災に対する意識が高まっていけばいくほど、いろいろな各地から依頼があるわけです。そうすると、回数がどんどんふえていくんですよ。団員の方は、毎回熱心に取り組んでいただいておりますので、ぜひとも地域の防災訓

練活動に対しても、出動手当での支給を御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） おっしゃるとおりでございます。消防団の皆さんには、大変重責を担っていただいています。それに対して、報酬が十分な額ではないということも認識しております。今御指摘の自治会の防災訓練に出席する場合の出動手当での取り扱いでございますが、東日本大震災以来、やはり防災意識の高まりで、地域での防災活動というのはふえております。必然的に消防団の出番もふえてきているわけですが、それを全て手当てでという、やはり予算の問題でかなりの額になってしまうということもございます。気持ちとしては、対応してあげたいという気持ちもあるんですが、現実の予算という制約もございますので、その中でどこまで対応できるのか、それはちょっと検討はしたいというふうには考えます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 東日本大震災以降、市民の皆さんも防災意識の向上がどんどん進んでおりますので、その中で消防団の方々の担っていただく面も、どんどんふえていると思います。その地域の防災力の充実強化を進めていく上に重要だというのは、やはり住民ですとか、自主防災組織ですとか、また消防団、また行政などが役割分担をしながら、お互いに連携して協力しながら取り組むことが必要だと思いますので、安心・安全なまちづくりを進める上での消防団の役割というのは、非常に大きいというふうに思います。装備の充実というのはもちろんですが、団員の処遇改善というのも、ぜひ取り組んでいただきたいんです。

先日、3月2日の日曜日の午前中に林野火災の消防訓練が北多摩西部消防署を中心として、当市の消防団も全分団の100名が参加しました。非常に大がかりな訓練が実施されました。その日の午後、実は地域で開催された防災訓練に出動している団もあります。また、2月23日の夕方から消防団長が褒章を祝う会というのが開催されました。その日の午前中に、一つの分団のエリアで午前中に2カ所、地域の防災訓練があったというふうなお話も伺っています。このように、防災訓練のかけ持ちというんですか、いろいろな行事のかけ持ちであったりとか、非常に消防団の中でも活動量が多いのが実情なんです。

先ほど、報酬の中のボランティアでというふうなお話もされていましたが、ボランティアの範疇を大幅に超えているのではないかと私は思うんです。ですので、例えば予算的に部長がおっしゃっていた個人に対する出動手当で、今この東大和市消防団条例では、出動手当では1回2,500円を個人にお支払いするという条例になっておりますので、例えば予算的にも困難であれば、出動した分団に定額、ある一定の定額を支給するなど、条例改正なども含めて、支給対象の変更というのは、私は可能じゃないかと思うんですね。最終的には、活動の実態に応じた適切な報酬と手当での支給というのを、ぜひともこの機会に御検討いただきたいんですが、この項目の最後に市長の御見解を伺います。

○市長（尾崎保夫君） 消防団につきまして、本当に親身になって団員のことを心配していただけるということで、私も消防団のOBとしまして、大変感謝申し上げるところでございます。

おっしゃっているとおり、私の子供も消防団に入ってやっていますけど、私がやっていたころに比べると、はるかに出動回数が多いのかなというふうには思っています。ただ、そういった中で地元の団員、あるいは近隣の団員の方々といろいろとお話をする機会があるわけですが、私どものほうにそういういろんな方々の直接団員の方々のお話を聞きますと、報酬とか、そういう面よりも装備だとか、そっち方面の要望というのは非常に多いというふうに、私自身は認識しているわけですが、そっち方面もなかなかこうだといって、思い切った装備を提供できないというジレンマはあるわけですが、今後新しく都知事になられた方も舛添知事も防災ということと、それから多摩と、それから消防団ということで、多摩の消防団と

都内の消防団というのは、所属というのはそれが違いますので、消防庁の所管ということですから、私ども多摩はそれぞれの市町村がということがございまして、そういうところまでも御存じでいらっしゃるにしまして、そういう意味では多摩について力を入れていくというふうなお話もされてございますので、都のほうの動向等を見ながら、できるだけ市としてもバックアップはしていけるようにできればなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 市長に直接報酬が全てとは申し上げませんが、この市の状況をよく御存じの消防団員の方、市長に直接出動手当てを上げてくれたとか、そんなことは言えないと思いますので、それよりも装備の充実を図っていただきたいという、皆さんからの願いが直接市長のほうに届いているかと思えます。

条例改正ということで、私先ほど申し上げましたけれども、加えて条例改正についてなんですが、現状の条例には災害補償費のことですとか、退職報償金の支給に関しても記載がありませんので、ぜひともこの2点に関しても、条例改正時にしっかりと定めていただいて、出動手当てとあわせて条例改正を御検討いただきたいと思えます。

次に、住民トリアージの考えはについてです。

まず、災害時において、けがをされた方、負傷された方というのが、応急救護を必要とされる方が、そういった方々が、どこに行けば、まず手当てを受けられるのか伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 地域防災計画に基づきまして、災害が起きたときには、まず緊急医療救護所と、あとそれぞれの避難所に設けています医療救護所がございまして、そちらの緊急医療救護所、または医療救護所のほうへ行っていただくということでございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 各避難所に、これいつとき避難所のことでしょうか、応急救護所、救護できる機能があるということなんですけども、この緊急医療救護所というのは、市内に何カ所設置されるものなのか伺うのと、あと応急救護所、要するに避難所となるところでも手当てを受けられるということなんですけども、そこには応急医療資機材ですか、どういったものが備蓄コンテナにあるのかというのを、あわせて確認させていただきます。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 緊急医療救護所の件でございますが、こちらにつきましては、大災害が起きたときに、市として緊急医療救護所を災害拠点病院の近接地でございまして、東大和病院の近接地に設置1カ所でございます。そちらに設置して、負傷者等の治療等を行うということでございます。

また、医療救護所におけます医療資機材の件でございますが、こちらの備蓄コンテナには通常の救急箱しかございまして、市役所のほうの備蓄庫にございまして医薬品等を災害が起きたときには、それぞれの避難所になっております医療救護所に搬送するようなことになってございます。また、資機材につきましては、そこに駆けつけていただく医師の方にお持ちいただくようなことでは考えているところでございます。

以上です。

○7番（二宮由子君） 市内には、22カ所のいつとき避難所があるんですけども、そこに医療救護所が設置されるということは、今伺った中では備蓄コンテナの中には救急箱程度のものがあって、それほど人数的にも対応もできないというような御答弁だと思うんですけども、そうすると近隣の医師の方に医療資機材を持ってきてくださるというのは、医師会か何かの協定か何かで結ばれて、そういった話が進んでいるのでしょうか。そういった協定が、しっかりと結んでいるのでしょうか伺います。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） ただいまのお話で地域防災計画に基づきまして、東大和市医師会でも災害時におけます災害医療救護計画を策定していただいております。平日、夜間及び休日についても、策定していただいております。市医師会と災害時の医療救護活動につきまして、協定を締結して災害時に備えております。先ほど申し上げましたが、災害が発生した場合には、市は緊急医療救護所を災害拠点病院に1カ所の近くに設置するというごさいますが、そこでは負傷者等の応急治療を行うことになってごさいます。それと並行しまして、先ほど申し上げました避難所であります22カ所で医療救護所を設置することになります。その救護所で主には傷病者のトリアージを医師会の先生にやっただくということごさいます。軽傷者につきましては、応急処置及び搬送調整を行っただくことになりまますが、市の役割としましては、市に医師会との協定に基づきまして、市のほうにお越しいただく災害医療コーディネーターの先生の助言に基づきまして、市の医療救護班を緊急医療救護所とか、医療救護所へ派遣するということになってごさいます。

あと、それぞれの救護所ですが、現在のところ市内の中学校区を考えてごさいますが、医師会の先生に順次巡回をしていただくなことで、計画が策定されるというふう聞いてごさいます。

以上ごさいます。

○7番（二宮由子君） 住民トリアージに関しては、今後調査・研究するという御答弁ですので、ぜひ調査・研究していただきたいんですが、その中で医療救護所22カ所ですか、そこに全てに医師会の先生、まちのお医者様が本当にそこにいらしてくださるかどうかというのが、さまざま想定されるんですが、例えばその日に外出されているとか、お医者様自体が負傷される場合もありますので、そのときに住民の方が医療的な知識を持った住民の方、例えば元看護師の方でもいいですから、そういった方々がお医者さんと一緒にトリアージをすれば、私は現場の混乱が少なくなるんだと、回避されるんだろと思っておりますので、ぜひそれも御検討いただきたいと思ひます。

以上で終わりにします。ありがとうございました。

○副議長（関田正民君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時43分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 押 本 修 君

○副議長（関田正民君） 次に、11番、押本 修議員を指名いたします。

〔11番 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） 11番、押本 修です。一般質問いたします。

まず、学童保育について伺ひます。

待機児童について、現状について、それから今後の対応について。

続きまして、学校（教育委員会）との連携について伺ひます。

現状について、教育委員会の考えを伺ひたい、今後について教育委員会の考え方を伺ひたい。

続きまして、組織改正について伺ひます。

観光と都市交流は担当を同じくすべきと考えるが、いかがお考えでしょうか、お考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、市内道路について伺います。

今後の道路整備の予定について伺いたいと思います。

以上、ここでの質問は以上です。あとは自席にてお願いいたします。

[11番 押本 修君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、学童保育の待機児童の現状についてであります。平成26年度入所申請による待機児童数は、現在全体で47名となっております。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、今後の対応についてであります。平成26年度の待機児童対策は、特に待機児童が多い学童保育所第二クラブにおきましては、なんがい児童館におけるランドセル来館事業に加え、新たに第二小学校の協力により、余裕教室を利用したランドセル事業を実施したいと考えております。

次に、学童保育所と学校との連携についてであります。児童が学童保育所において遊びや当番活動を通じて充実した時間を過ごすことは、有意義なことと考えております。集団生活を通して児童の健全育成を図るために、学童保育所と学校が互いに連携することは重要であります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、観光と都市交流の担当を同じくすることについてであります。現在は観光につきましては、産業振興課、都市交流につきましては、市民生活課で行っているところであります。観光と都市交流を同じ部署で担当することにつきましては、それぞれの施策の方向性などを考慮した上で、組織全体の編成の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の道路整備の予定についてであります。都市計画道路につきましては、多摩地域における都市計画道路の整備方針に基づき、事業化の検討を行い、計画的な整備に努めてまいります。また、既存の幹線市道につきましては、計画的な舗装、補修に努めているところでありますが、平成26年度は市道第6号線(富士見通り)の改良工事に着手する予定となっております。

以上でございます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、学童保育と学校との連携の現状についてであります。学校と学童保育が児童の健全育成を図るために、児童の状況について情報交換を行い指導に当たることは重要なこととあります。学童保育に通う配慮が必要な児童につきましては、学校の担任が必要に応じて学童保育の指導員と連絡を取り合うなど、日常的に情報交換を行っております。また、学校は学童保育に学校だよりを送付し、行事日程や学校の様子を定期的に情報提供しております。

次に、学童保育と学校との今後の連携についてであります。新年度が始まる4月は児童が学校や学童保育での生活に早くなれるために、特に配慮が必要となります。学校での生活や学習態度などにおいて、配慮が必要な児童の情報が共有できるような、担任と学童保育の指導員の連携が重要であると考えます。教育委員会といたしましては、学校と学童保育との連携がさらに進むよう、校長会を通じて今後も働きかけてまいります。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは、1の学童保育、①の待機児童、ア、現状について説明いたします。

平成26年度当初の学童保育所の入所申請状況でございますが、本年1月の一次締め切りの時点では、定数746名のところ665名の申請がございました。平成25年度の申請と比較いたしますと、ほぼ同数の申請数となっております。待機児童数は現在第一クラブと第四クラブがともに2名でありまして、第二クラブが最も多い43名となっており、合計で47名となっております。今後も随時申請を受け付けていますことから、第二クラブにおきましては、待機児童がさらにふえることが予想されております。

以上です。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。まず、学童保育についてから再質問させていただきます。

次年度、26年度4月より土曜日の学童保育の保育所の開所時間が30分早くなって8時からということで、このことには本当に市長、それから担当の御努力で実現したということで、長い間学童保育にお子様を預けていらっしゃる保護者の方々、学童協ですね、そちらのほうからも長い間8時ということで御意見が出ていましたので、それがやっと実現したという形になりました。これについては、高く評価をさせていただきたいと思っております。

去年の夏休みから、通常の日に関しましては8時からということの開所になっていましたので、土曜日については、この26年度4月からということになったんですが、この辺一緒に土曜日も去年夏休みを8時に変えた段階でできなかったわけですけども、その辺何か理由はお願いいたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今押本議員がおっしゃったように、平成24年度から夏休みの平日は8時半の開所を8時に繰り上げたという経過がございます。当初夏休みとか、非常に児童数減るわけがございますけれども、土曜日につきましても非常に減るというようなところがございます。24、25と利用実績を見てきた経過がございます。昨年、本年度ですけれども、25年の4月から12月まで見ますと、土曜日は7人ちょっとの利用があると。夏休みにおいても、7人強の利用があるというようなところを勘案しまして、土曜日もそれでは26年度から新規に指導員を採用しなくてもやりくりと多少の超勤代かかりますけれども、やれるというふうに検討しまして、実施する運びとなった経緯がございます。

以上です。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。済みません、私昨年と言いました、一昨年ですね。

その辺の事情は了解いたしました。

子供のほうは、夏休みの間ずっと8時に開所するということが身についていますので、土曜日でも8時に来る子が結構いたんだそうです。やはり、まだ指導員があけてない状態で30分前ですのでも来てしまうと、入れないで子供たちが外にいるという状況が当然起きますので、その30分間、ある意味危険にさらすようなものもありますので、その辺子供たちの勘違いをなくす意味でも、8時に統一できたというのは、非常によかったことと思っております。わかりました。

次なんですけれども、各クラブの定員についてちょっと伺いたいと思います。

先ほどの答弁の中であったかな、定数という言葉在市は使っているんですけども、クラブごとに当然児童館と併設のところ、それから単独と2種類あるわけですけども、クラブの建物の規模によって、定員というものが当然もともと定められていると思うんですが、東大和市としていわゆる定数という言葉を使っているんですが、もともとの建物に対する定員と当市が使ってる定数ですね、この辺の関係について、ちょっとお願いします。

○青少年課長（中村 修君） 定数につきましては、各学童クラブの面積の割合で児童1人1.65平方メートルとなっております。ただし、クラブごとに部屋の大きさがまちまちであることから、全てのクラブで1.65平方メートルのガイドラインを維持することができないクラブも出てきております。児童には、圧迫感を与えているとは思われますが、指導員が指導内容等を工夫しまして、児童にストレスを与えないように努力しているところでございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ちょっと私資料をいただいていたんですけども、例えば今定数という言い方をしますと、一クラブが72、二クラブ55、三クラブ55、四クラブ72、五クラブ72、六クラブ55、七クラブ72、八クラブ72、九クラブ72、十クラブ72、桜が丘クラブが66ということになっていますので、私さっき定員という言い方をあえてしたんですが、もともとの定員というのは、この数字とはちょっと違いますけども、その辺お願いします。

○青少年課長（中村 修君） クラブによって違うんですけど、大体60名が基本となっております。それに、約2割程度の定員を掛けまして、その中で児童数を預かるような形で72とか、そういう形になっております。55とか、少ない数字は40が定員という形になっております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 先ほど、課長のほうで少しいまいしをさせているけども、その辺は各クラブの工夫で子供たちに苦痛を与えないような努力をされているという、そういう御答弁がありましたけども、今二クラブという話しましたが、二クラブは40がもともとの定員というふうに聞いています。もともとの40、建物の大きさから40という数字を出しているんでしょうけども、それに対して、うちでは今55という形で、要するに15人オーバーさせた状態で運用されているというたことなんですけども、市長、二クラブって見に行ったことあります。

○市長（尾崎保夫君） 南街のあそこの児童館の中だと思しますので、児童館まつりとか、そのほか行ったときに入って左のほうに行ったところだというふうには思っていますけど、そういった前で一輪車に子供が乗って遊んでいるとかという、前のちょっとした広場ですけども、そういうことで見たことがあるというふうに言えると思います。

○11番（押本 修君） やっぱ、55入っていると、あそこはちょっと狭いと思いますよ。いろいろ現場では、担当の指導のもと、いろんな工夫でそこは乗り切っている状況があるのかと思うんですが、学校は絶対にオーバーさせませんよね、学校の教室って数字で切っていると思うんですけども、学童は40のところから55入っている状況が今ありますので、市長、ここは特に二クラブについては今多い状況があって、こういう状況があるんですが、基本的に各クラブが定員から2割オーバーさせた数字を定数という形で今運用していますので、かなり窮屈な状況がどこでもあると思います。子供をふやすと、備品もふえるんですよ。げた箱であったり、物入れなんかも、子供の数に応じたものをそろえますので、子供がふえると備品もふえるので、また中が狭くなるという状況が発生します。ですから、ここはブローラーじゃありませんので、子供は、できれば快適に過ごさせてあげたいと思っていますので、答弁はいいです。今後この辺、改善のほうはよろしくお願ひしたいと思っています。

続いてなんですけども、先ほど一次締め切り、現在の数字ということのお話がありました。現状一クラブと四クラブが2名ずつかな、二クラブが一番多い状況で43名という話がありました。特に、この二クラブへの対

応ということなんですけれども、今回二小の教室をお借りしてランドセル来館を4月からやるということのお話がありました。今回これ二小の教室を使えることになったという、この辺の経緯について、お願いいたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 第二クラブにおきましては、ここ何年か非常に申請が多くて待機児童が多いというような現状が続いているところでございます。ただ学童クラブにおきまして、定員を大きく上回った場合には、南街児童館で行っておりますランドセル来館事業で、そちらのほうでお預かりをしているというような状況だったんですが、今回は50名ほどランドセル来館事業のほうに回っていただくような事態になってしまったということがありまして、ただなんがい児童館のほうも南街市民センターにございますけれども、非常に広くはないというようなところで、50名無理だろうというような判断をすぐ立てまして、早急に対応策を考えたところでございます。

まずは、第二の分園となる学童保育所をどこかに借りられないか。南街地区の空き店舗等を探した経緯がございます。さらには、全体的には定員に余裕がある学童クラブもございますので、そちらのほうに輸送手段、何かを使いまして移送して、そちらで見てもらうというようなことも検討したところでございます。

さらには、第二小学校の余裕教室も使えないかということで、検討を担当部のほうでしたところでございます。その中で、やはり空き店舗はあるにはあるんですけども、耐震の問題とか、目の前がすぐ大通りだったり、あと何といても費用が結構かかると、近くにいい物件があったんですが、年間1,000万円ぐらいの賃料、賃料だけでそれぐらいかかるのかなというようなところもございました。

さらには、移送の場合には車の手配等、運転手で何とかかなかなんて思ったんですけども、やはり学童に行かれる児童の学年によって、時間が全然違うということで何便も出ず。それから、帰りの時間が皆さんまちまちだということもございまして、帰りも何便も出ずになるというようなことを考えますと、それも難しいのかなというような検討結果が出たところで、第二小学校のほうの余裕教室において、ランドセル来館事業ができないかというような結論に達しまして、市長部局から教育委員会のほうに依頼をしたような経過がございます。早速、教育委員会のほうでも実施の検討に向けて、検討していただきまして、先月教育委員会並びに第二小学校から、26年4月から余裕教室において、ランドセル来館事業の受け入れの御回答をいただいたというような経過でございます。

以上です。

○11番（押本 修君） なかなか当市の場合、本来学童も学校の中で実施ができると、特に安全面においては、こんなにいい方法はないのかなというふうに過去から思っていたんですが、今回二小のほうでこれが実現できたということは、非常に喜ばしいし、ある意味一步前に出たのかなというふうに思いがあります。今さらなんですけれども、学童保育とランドセル来館の違い、ちょっとこの辺再度お願いします。前もそういうのがありましたけれども、済みません、もう一度お願いします。

○青少年課長（中村 修君） 学童保育とランドセル来館の違いでございますが、学童保育所につきましては、利用時間が平日なんですけれども、放課後から午後6時まで、学校の休業日につきましては、午前8時から午後6時までとなっております。また、育成料、間食費、おやつ代の保護者負担がかかることとなっております。

ランドセル来館につきましては、利用時間が放課後から午後5時まで、学校の休業日につきましては、午前10時から午後5時までとなっております。保護者負担につきましてはございませんので、以上が主な違いであると考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 重立った点では、時間の若干の違いと、それから育成料が発生して、それからおやつ、確かに食べていますよね。いる間の子供たちの、どんなことをしているのか、その違いがあれば、その辺お願いします。

○青少年課長（中村 修君） 特に、違ったことはないんですけども、やはり学童のほうにつきましては、宿題を見るとか、そういったことが主に指導の内容としております。ランドセル来館につきましては、一種の遊びが主になっておりますので、学習する方もいらっしゃいますが、指導員とか、児童館の職員が直接ついて指導することは、勉強については指導はしておりません。その辺が違うところだと思います。

以上でございます。

○11番（押本 修君） わかりました。学童保育については、嘱託である指導員が2名ついて指導に当たっているということになっています。今までランドセル来館といいますと、児童館のほうで児童館の嘱託の方になるのかな、臨時職員の方になるのかな、児童館のほうで対応されていたというふうに聞いているんですが、今度二小では別な建物になっていますので、この辺ランドセル来館での指導員といいますか、面倒を見る方の配置はどのようになっているんでしょう。

○青少年課長（中村 修君） 4月から初めてやることですので、最初には児童館の職員をその時間帯に派遣しまして、あと臨時職員を人数はまだちょっと決まっておりませんが、1名から2名を配置したいと思います。3名体制で指導のほうに当たりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） わかりました。

今回、二小の空き教室でランドセル来館ということなんですが、以前私もこの件について何度か質問させていただいています。先ほどの部長の御答弁の中でも、例えば商店街の空き店舗を探して、学童ができるようなところがないかなというような目では見ているんだと、探したりもしていると。ただ、いろいろ費用面等なかなかそこは難しいというお話がありました。今回、二小でランドセル来館ということなんですが、ここで学童はできなかったのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子供の動線とかを考えると、そこが非常に安全面からもいいのかなと、余り動かないほうがいいにこしたことはないと思うんですけども、やはり学校は教育施設でございますので、一応余裕教室といえども目的外の使用になるということでございます。そこで、通年学童保育所をやるとなると、いろいろと制約があって、非常にハードルが高いのかなというところがございますと、いい返事もなかなかすぐいただけないのかなというようにもございまして、夏休み等も実施そこでするかどうかというのは、まだ今後の希望者数によっては、学校でやらなくて済むかもしれませんので、そんな等とも検討いたしまして、ランドセル来館事業をやらせていただきたいというふうに申し出をしたところでございます。

以上です。

○11番（押本 修君） 子供を預ける保護者からの希望というか、お考えとしては、どうなんですかね。やはり、学童保育でお金をきちっと払っても、学童保育では面倒を見ていただきたいという考えの方のほうが多いんですかね、実際のところは。ランドセル来館ということで、納得をされ仕方ないという方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺どうなんでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 第二クラブのほうに関しますと、やはり夏休みもかなりの方で利用されますので、学童保育所に通いたいという方のほうが多くと思われます。

以上でございます。

- 11番（押本 修君） 確かに、ずっと同じ数だけ待機する子供がいるということではないので、なかなかそこは難しいのかなという思いもある部分ですが、どうなんですかね、希望された方の半分がランドセル来館の対応になってしまう状況に、この4月以降はなるんですが、例えば途中——質問変えます。

二クラブの学童、それから南街の児童館でのランドセル来館対応、二小の空き教室での対応となるんですが、1年生から3年生までが今いる中で、その辺どういう配置ですか、子供たちは、この3つを、その辺をどうお考えになっているのか、お願いします。

- 青少年課長（中村 修君） 第二クラブにつきましては、今の申請者の数で申請をされまして、点数の高い方を学童のほうに入れさせていただきます。児童館のももとのランドセル来館につきましては、一般の来館もおりますことから、一応2年生、3年生を南街児童館のほうで見て、二小の余裕教室のほうでランドセル来館につきましては、1年生を、まだなれてないところもございますので、1年生を学校のほうで見たいと思っております。

以上でございます。

- 11番（押本 修君） そうですね、移動がないにこしたことはありませんので、ぜひその対応でお願いしたいと思います。

今回二クラブの待機児がふえたという状況なんですが、これは必然的に二小に通う子供たちがふえたことと比例しているというふうに思っています。平成15年3月、二小は新校舎ができました。南部に大規模なマンション群ができた関係で、学区の子供たちがふえると。いずれは、二小の子供たちも確実にふえるということで、新校舎をつくって対応するということになりました。当然小学校の子供がふえれば、学童を希望する親御さん、子供たちがふえるということも想定をされるんですが、この二小の新校舎を建設したときに、そこまでのことは当時どういうふうにお考えになったのか。というのは、なかなか学校の施設ということで、校舎が建てられたわけですから、そこへは何らかのいろんなルールがあって難しいんでしょうけども、私単純に考えて、そこに学童用に1部屋でもつくるような、そういうことでもしておけば、今回対応ができたのかなと思うんですが、その辺当時はそんな意見というのは、どうだったんですかね。

- 子ども生活部長（榎本 豊君） 二小が増築したということで、学童のほうもそれに伴いある程度はふえるということは予想していたとは思いますが、ただ、増加するであろう児童の対応策ですが、ランドセル来館事業というようなものが、そのころからあったのかどうかは、ちょっと定かではないんですけども、抜本的な対応策はなかなかそのときにはとれなくて、現在まで来ているものだというふうには認識しております。

以上です。

- 11番（押本 修君） あの新校舎の増築のときには、マンション群の方々から一部資金の提供があつて建てたという経緯がありますので、出された方からしてみると、できればそこまでの対応があつたらなというふうに思っているんじゃないかと思うんですが、わかりました。承知をいたしました。

二クラブを希望する子供たちの数なんですが、今回この数字が出ているんですけども、来年度以降予測で、こういう状況をどのくらい続くのか、その辺をお願いいたします。

- 子ども生活部長（榎本 豊君） 現在の二小の地区、市全体の小学校3年生以下の児童数を見ますと、あと二小に通っている地区のお子さんの数等を見ますと、今後5年間ぐらいは現状とほぼ同じような数字で推移していくと思っておりますので、入所申請をされる方も5年間ぐらいは同じようなレベルで推移していくのでは

ないかなというふうに予測しているところでございます。

以上です。

○11番(押本 修君) 今回の質問にちょっと加えてなんですけれども、今度6年生まで対象が広がる時が来るんですが、その辺も含めて、どんなお考えを持っているのか、お願いいたします。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 5年間ぐらいは同数ほどの申請があるというふうに見ておりますので、本年4月から始めます第二小学校での余裕教室を活用させていただくランドセル来館事業につきましては、解消するまでは余裕教室がある限り、お願いしようかなと思っているところでございます。

それから、平成27年度からの6年生までの受け入れということが法律で改正で決まったところでございます。国が、これから示すであろう基準があるんですけども、その中で国もある程度の基準以外で指針となるべきようなことも示されるようでございます。その中で、6年生までであるとするには、もちろん今でも都市部では非常に待機児童がいる現状がございますので、倍は来ないと思うんですけども、申請ですが、6年生までいった場合に、かなりの申請者がふえるかと思えます。その中で、優先する順位というの、ある程度別なんでしょう、指針みたいなものが示されるようなんですね。それを見ますと、ひとり親家庭の児童を優先しろとか、障害のある児童も優先だと、さらには6年生まで並べた場合、低学年の児童のほうが子供自身の発達の観点からも先に優先しろなんていうところが示されるようでございますので、その辺も市として、それも採用するというのであれば、同じ点数でいた場合には低学年を先に入所させるとかというような方策でやっていくしかないのかなと、現状では思っているところでございます。

以上です。

○11番(押本 修君) 対応のほう、よろしくお願いいたします。

今後ほかのクラブでも、ある一定量以上の待機児童を出すというおそれが実際あるのかということなんです。もしあった場合、今回の二小のように学校の空き教室、空き教室と言っちゃいけないのかな、少し余裕で一般教室として使っていないようなところを提供いただけるような状況に今あるのかどうか、その辺だけお願いいたします。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 今回教育委員会並びに第二小学校のほうと協議させていただきましたけれども、今後も他の学童クラブにおきましても、このような状況が発生した場合には、やはりまずは余裕教室がある場合には、協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○11番(押本 修君) ありがとうございます。教育委員会のほうよろしくお願いいたします。

続きまして、学校との連携についてというほうに行かさせていただきます。

私の考えなんですけども、学童保育というのは帰宅前の学校が終わった後の延長部分というふうに、私は思っています。今学校側から学童のほうへ、いろんな形で情報としてあると思うんですが、今現在積極的に提供されているいろんな情報、これはどんなものがあるのか教えてください。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 学校だより、それから年間行事予定など、学校の教育活動に関する情報については、学校から各学童保育所のほうにはお知らせをしているところでございます。

以上です。

○11番(押本 修君) 例えば学校で、ある児童の生活状況等について、何か問題点があった場合、学校として学童のほうへは必ずこれは情報提供というのはされているんでしょうか。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 学校内でトラブルがあった場合ですとか、また児童にけがや病気、それから保育にかかわるような情報については、必要に応じて学校から学童保育のほうに情報提供をさせていただいております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** 学校としては、いろいろ子供についての情報であったりとか、もろもろお持ちだとは思いますが、特にそのことが発生しない限りというのは、情報を提供ということはないんでしょうか。必要に応じてという、今お話だったので何うんですか。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 今トラブルのこと、それからけがや体のことなどについてというふうにお話をさせていただいたんですけれども、必要に応じて情報提供させていただいてはいるんですが、なかなか十分でないというような学校があるということも、これは事実ということで認識しております。今後教育委員会といたしましては、学校とそれから学童保育所がより連携して、児童に適切な対応ができるように、今後も依頼してまいりたい、そのようには考えております。

○**11番（押本 修君）** その点、本当にぜひよろしくお願ひいたします。

先ほど学校のほうから、学校だより、それから年間予定みたいなお話があったんですが、市内の小学校10校なんですが、必ずそれぞれの学童クラブのほうへ、それは10校ともちゃんと届けているのかどうかということなんです。例えば仮に届いていたとしても、先ほど年間予定についてということがあったんですが、学校だよりというのは、その月ごとに出されていると思うんですけれども、もともとの時間割なんか、その月こういことで変更になるとかって、細かいそういう情報みたいなものもあると思うんですが、その辺もきちっと10校から各クラブへ届いているんでしょうか。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 多くの学校におきましては、学校だよりを学童保育所のほうにお渡しをしているという状況でございます。学校だよりなどは、毎月送付をして日程等の変更がありました場合には、随時伝えるなど、学校とそれから学童保育所とかより連携していくことができる、そんな状況になるよう校長会を通じて働きかけてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** 例えば1年生なんですけど、もともと5時間の日があって、何らかの理由で、それが4時間になったりということもあると思うんです。そうすると、早く帰ることになるんですが、その場合、もう1時過ぎには、学童に通っている子は1時過ぎには学童に行くことになるんですけれども、予定が遅くなる分は構わないですが、早まったときに指導員の都合で、そこがあいてないということがあったときに、子供たちがそこに待機、入れない状況が発生することがあるようなんですけれども、必ずそういう連絡が行くように働きかけていきたいというお話は、恐らく学校によってはきちっとそこが連絡行っていないところがあるということは、多分承知されているんだと思うんですが、その辺、済みません、もう一度お願いしたいんですが、送る側として、どう認識されているのかなと、校長先生だったり、担任の先生なんですけど、されているかなと思うんですが、早くなってしまったときの対応について、どんなふうにお考えになっているのか、済みません、お願いいたします。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 例えば市立の小学校全校において、下校時間に変更になる、急な変更が必要だということになった場合には、教育委員会より学童を所管されている青少年課に連絡をして、それぞれの学童保育所のほうに御連絡をお願いしているということがございます。ただ、各学校ごとに予定が変更にな

るというようなことがございますので、この場合には学校から学童保育所のほうに電話連絡等で連絡をして、下校時刻が変更になるというようなことはお伝えしております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 恐らく、その指導はされているんだと思うんですけども、そうじゃないときがあるんだそうです。ですから、そこは再度1年生ですので、建物に入れないという状況で外にたまった状況があるので、今回もいろんな施設のことであつたり、話が出ていますので、やはり非常に危険にさらすこととなりますので、連絡はきちっとしていただくように、本当にきちっと指導のほうをお願いしたいと思います。

そこでなんですけども、学童クラブと学校との連絡窓口なんですけども、これはそれぞれの担任の先生なんですか。それとも、学校長とか、副校長先生なんでしょうか。その辺をお願いいたします。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 基本的には、どの学校においても副校長が連絡の窓口ということになっております。日常的な児童についての情報交換などは、担任を通じて行っているというところでございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） わかりました。

学校と学童クラブとの情報共有なんですけども、その学校の考え方、校長先生の考え方なのか、窓口である副校長先生の考えなのか、それはちょっとわからないんですけども、学校によるばらつきが結構あるように思います。一定の基準を持って、情報が共有できるように指導していただきたいと思うんですが、またその必要があるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校と学童保育所が児童の健全育成を図るという点では、同じ向きを向いております。その中で、先ほど御説明申し上げましたが、児童にかかわる情報、特に学校でトラブルをクラブのほうでも引きずってしまうケースなども場面によってはございますし、また健康状況の変化、見守るべきところ、そういうところについても情報を共有していくということは、学童保育所に指導をお願いする際にも、非常に重要なものだと思っております。また、そのように努めてはきておりますが、まだ不十分な点も確かにあると思いますので、特に子供の安全面、健康面などの情報に関しては、きちんと情報が共有できて、よりよい連携が図られるように校長会等を通じて、働きかけはしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ぜひ、よろしく願いいたします。

そこでなんですけども、頻度としては2カ月、もしくは3カ月に一度程度でいいのかなと思うんですが、各クラブに子供が通っている小学校の学校長、それからもしくは副校長、それから担任の先生と学童クラブの指導員が情報を共有し合えるような話し合いの場といたしますか、会議といたしますか、こういうのっていうのは持っていただくことはできないのでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現在も学校によりましては、例えば年度当初に新しく入る1年生の関係について、担任と管理職が学童保育所の指導員と情報交換をする場面がございます。また、各学期ごとに管理職、担任が挨拶、情報交換をするなど、各学校の工夫の中で対応しているケースはございます。今後は、情報連携を一層密にしていくことが重要でございますので、各学校や各学童保育所、その実態に応じて実施ができるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 今部長のお話がやっている学校もあるよというお話なんですけども、ぜひ先ほどお願

いしたように、一定の基準で共有し合えるように、定期的にやっていただけたほうがいいのかと思います。やっているとあるところもあるということ、やってないところもあるということにとりますので、そこは非常に学校も子供、授業終わって帰らせたらおしまいではないと思いますので、ぜひ学童では宿題を見せたり、多少の勉強とは言いませんけれども、遊びだけではない部分もありますので、そこはきちっと連携はとっていただきたいと思いますし、とにかく情報を共有していかないとよろしくないのではと思いますので、再度お願いします。一定の基準を持って、各学校がきちっと定期的に話し合いを持つような場を教育委員会の指導でやっていただきたいと思うんですが、御所見を伺います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 11ですか、今ある学童クラブが、また学校と連携を図っていくためには、一定の指針的なものもあつたほうが、それが実行されやすい部分もあると思います。各学校、例えば校長会等でも話題に出して、どういう部分、特に学童保育所と連携が必要なのか、そういうことも検証しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○**副議長（関田正民君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時41分 開議

○**副議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**11番（押本 修君）** 最後に一つだけ、教育委員会に伺いたいことがあります。

先ほども学童保育というのは、学校終了後の帰宅する前の学校の延長部分というふうに私は思っていますというふうにお伝えしたんですが、そういう意味でも将来的には教育委員会のほうで、学童保育を担っていただけると、いろんな意味でいいのかなと思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

○**教育長（真如昌美君）** 子供がふえて市全体が活気が出てきたということで、非常によろしいんですけども、その後子供がふえて、その放課後の子供たちの育成の方法については、大変大きな問題であると思います。今おっしゃったように、学校がそのまま引き受けるということになりますと、学校にもさまざまな制度で決められた役割がありますので、そのあたりから根本的から考えなければならぬ大きな問題になっていきますので、国の状況も似たようなところがありますから、そういった状況をよく見せていただきながら、対応については考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** ありがとうございます。本当によろしく、いい方向で検討していただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、観光と都市交流のほうに行かせていただきます。

これまでの喜多方市との交流といたしましては、当市のさまざまなイベントにおける物産品、喜多方のほうですけども、喜多方の物産品の販売、それから子供たちの絵画等の交換展示、それから文化協会などの交流というものが実際にあります。これらの交流なんですけれども、祭り、それから発表会、展示会というふうに表現もできるかと思えます。この共通することは、この3つに共通するのは、人を集めるということが共通点というふうに思えます。人を集めること、イコール観光というふうに私は受け取るんですが、その辺どう考えていらっしゃるでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 平成24年4月27日に、喜多方市は友好都市の協定書を締結いたしました。その中におきまして、両市は教育、文化、産業、スポーツなど、幅広い分野における交流を通じまして、互いの理解と連携を深め、両市のさらなる発展を図ることを目的として、協定を締結しております。この協定に基づきまして、今までさまざまな分野で人と人でありましたり、作品であったりなど、交流を行っているところでございます。その中におきまして、議員がおっしゃられました祭りということになりますけれども、旧大和町るときから、東大和市の催しでの物産の販売が行われてきておりまして、そこにおきましては多くの方が会場へいらっしやいまして、物産の購入を通じて旧大和町や喜多方市を知っていただいております。それによりまして、この場合は喜多方市を訪れるきっかけとなり、その結果といたしまして、観光と結びついているのではないかなと考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

都市交流という言葉、都市交流に、これに観光というキーワードを組み込んだ場合、これどんな新たな発見とか、単独ではなかった効果、こういうものがどんな効果があるというふうにお考えでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 友好都市の喜多方市では、来年度、平成26年度より当市との交流を深める目的といたしまして、当市へ来訪されて当市の団体と交流する場合の交通費の補助と、さらには当市で自主的な交流について、来訪された場合には宿泊費の補助を行うと。当市でやっているような制度を、26年度から開始するというふう聞いております。

先月、喜多方市において両市の文化団体同士の交流が行われたところでございます。その際に、当市で行われたまちフォトコンテストの入賞とか、入選者の作品を紹介したところ、都立狭山公園のツツジとか、入賞作品ですけれども、それから富士山につきまして、大変景観が素晴らしいのでぜひとも見てみたいという声が喜多方市民の方から上がっていたそうです。喜多方市の方々が、これを機というわけではないんですが、今後このような補助制度等も使いまして、おいでいただく機会がふえることによりまして、今まで余り気がつかなかった、我々も気がつかなかったことも新たな観光資源として認識したり、当市のよさを再発見するきっかけづくりになっていただければ、観光にもつながるのではないかなというふうに期待しているところでございます。

以上です。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

なかなか喜多方のほうから物産を持ってきていただいて販売をしている場面は、当然何度も見えていますし、あとその中学生の絵画であったりということは目にしているんですが、一般のその他の方々が、どういうふうにごちらを見ているものかなということが、非常に疑問というところなんですけれども、どう思っているのかなというふうに、素朴に感じておりましたので、ぜひそこは新たな発見を次々していただいで、まだまだ観光資源として、うちにも多くのものがありますので、そこは頑張っていっていただきたいと思っております。

過去の議会でなんですけれども、他の議員への答弁の中で喜多方市の観光施策について、先進地として学ばせてもらうものがあるという、そういうちょっと若干言葉は違うかもしれませんが、こういうニュアンスの御答弁がありました。今回施政方針のほうでは、特に触れられてはいないんですけども、26年度4月以降に予定されている観光について、喜多方から学ぶ機会がもしあれば、予定されていれば、その辺御説明ください。

○環境部長（田口茂夫君） 喜多方市の交流におきましては、平成25年度におきましても、「うまかんべえ〜

祭」や産業まつりなどにおきまして、喜多方市から市の職員とともに、出展に当たります、その事業を実施されている方々も御参加いただいて、交流を行ってきております。平成26年度におきましても、引き続き実施をしていきたいと考えております。それに加えて、平成25年度から3カ年で喜多方市で実施しております交流事業を活用いたしまして、市内の関係団体において交流ができないか、その関係団体とともに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） はい、了解いたしました。

手元にもあるんですけども、去年3月、昨年3月に東大和市産業振興計画というものが策定されました。皆さん、議員はいただいていると思うんですけども、この中の観光事業の推進という部分があります。こちらでうたわれているところにも、当然喜多方のほうから学ぶものは多いというふうに思っております。見ていただくとわかると思うんですが、観光と都市交流を融合させるということは、当然うちのまちにとっても、とても有効というふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 喜多方は蔵のまちとして全国的に有名な観光地でございます。また、ラーメンフェスタとか、そば祭り、物産としての伝統工芸品の販売、御当地アイドルの活躍などを行っております。喜多方市の交流を通じまして、各種メディアを有効に活用した情報発信、市内観光のためのサイン計画、農業、工業、商業と連携したイベントの実施について学んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 今回観光を担当されているところと、都市交流を担当されている担当と、これは担当を同じにされたほうがいいんじゃないですかという趣旨の質問をさせていただいております。今までの私の質問に対する御答弁は、まさにそうなんじゃないかなと私は思いましたよ、いろいろお話を聞きまして。先ほども市長の答弁でも、検討していきたいというお話も実際ありました。実際、観光と都市交流について担当を同じにするべきではないですかと、私は思っているんですが、これまでそれについて庁内で議論されたことっていうのは、実際にあるんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 観光施策につきましては、市としましても、充実してきたのが23年度ぐらいからではないかと認識しております。また、喜多方市との友好都市につきましても、24年4月から締結してきたという経緯もございまして、喜多方市との観光による都市交流というのが、最近のことではないかというふうに思っております。そういうこともありまして、庁内では議論された経緯がないというふうに認識しております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 観光と、それから都市交流ということですけども、これは本当に切っても切り離せないものかなというふうに私自身は理解しているところでございます。現状の都市交流ということで、喜多方市から文化協会等含めて来たり、そして私どものほうから行ったり来たりしているというようなことはあるかなと思っておりますけど、一般市民の方を対象にした交流というのは、なかなかうまくいってないというふうな思いもございまして。また、東大和市にとって喜多方市の方に一般市民の方に来ていただくというのは、先ほど言ったように観光という意味では、意義のあるものかなというふうには思っているわけですけども、来ていただくための、それなりの仕掛けというのも必要なんではないかなというふうな思いはございまして。そういった意味で、観光と都市交流、重なる部分は大いにあるんだろうというふうには思っているわけですが、景観

の関係で和地議員のことで、答弁をしたことと基本的には重なるところがあるんですけども、それぞれの担当の部署のところ、これは今言った市民生活、あるいは産業振興だけではなく、これは社会教育のほうも関係してくるだろうし、そういうようなものも含めて、あるいは学校教育、そういうふうなそれぞれの部署はそれぞれの部署で、それなりにきちっと対応はしてきていただいているわけですけども、ただ観光ということで、それを引くくめて東大和市の魅力を発信するという意味では、まだまだ力が及んでいないという意味で、それぞれの部署はそれぞれ原課ということで、担当してやっているわけですけども、それを総合調整するための機能というのがないというふうには思っています。

そういった意味で、それを観光という意味でくくって観光課とか、そういうふうなものは全体として必要になる時期は来るだろうというふうには思っておりますけども、現時点ではそれぞれの原課の事業等を含めて、全体調整は企画、今答弁したように、企画のほうでやっているということでございまして、これから先、東大和市の観光資源として狭山丘陵、あるいはプラネタリウムや吉岡さん、それからあとは変電所と、いろいろとそれぞれはきちっと発信していけば、東大和市の魅力になるものというふうに思っているわけですけど、それぞれの部署でそれぞれ今は発信をしていますけど、それを引くくめて一つにすることによって、東大和市の観光の資源として、より一層利用ができるんじゃないかなというふうに思っています。これは、先ほど企画の担当部長から話がありましたように、まだまだ平成23年、私になってからということでございますので、生まれてまだ一、二年ということでございますので、ぜひ私のほうも市民の商工会等を含めて、いろいろと御提案なり、発信はしていきたいというふうに思っています。そういった意味では、議員のほうの考え方もいろいろとあるとは思いますが、いろんな話をいろんなところで、多くの方に聞かせていただいて、それを参考にしながらきちっとしたものを、そんな遠くないうちにつくっていく必要はあるかなというふうには思っているところです。

以上です。

○11番（押本 修君） 市長、ありがとうございました。

私の意見ですので、それは参考にさせていただければということですから、今まで議論はなかったということのようですから、ぜひこんなに共通している部分がありますので、ぜひことしの施政方針のほうにも喜多方の交流についても記載がございました。それから、観光についても記載がありました。要するに、市長としては必ずやっていきたいという強い思いとして、当然書かれているわけですから、2つが一緒になることによって、思った以上の効果が出る可能性もありますので、ぜひ議論はしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3月23日、24日に喜多方に行ってきます。3党派なんですけど、うちの民主党さんとやまとみどりさんと、有志で行ってまいりますので、また行った結果は市長にお話しいたしますので、よろしくお願いいたします。

喜多方の行き先は、喜多方観光協会に行きます。

今後の道路整備について伺います。

今回先ほど市長の答弁には、全体のお話があったんですが、今回都市計画道路の3・4・17号線の整備計画、それから来年予定されております市道6号線の改良工事について、再質問させていただきます。

まず、都市計画道路3・4・17号線、これの整備概要、全体として大まかに概要について伺いたいと思います。予定年次、それから区間、これについてお願いいたします。

○都市計画課長（當摩 弘君） 3・4・17号線につきましては、多摩地域における都市計画道路の整備方針の

第3次事業化計画に定めます平成27年度までの事業化を目指す優先整備路線ということで、位置づけをされてございます。具体的な事業の着手年月ということまでは、決まってはいませんが、そういった位置づけとされております。区間につきましては、南街6丁目、桜が丘市民広場から、南街5丁目の東京ユニオンガーデンまでの直線部分、約570メートルと形で予定しております。

以上です。

○11番（押本 修君） わかりました。

ちょっと年次については難しいというお話が今ありましたけども、おおよそ工事着手の予定というのは、いろいろ具体的に何年何月ということは難しいかもしれませんが、予定として、こんな形でということがあれば、お願いいたします。

○都市計画課長（當摩 弘君） 現在芋窪のほうで、3・5・20号線が事業中となっております。こちらの整備が整った段階で、次に整備を行う路線というふうに予定してございます。

以上です。

○11番（押本 修君） 先ほども他の議員の質問の中で、部長のほうから3・5・20号線は現在進捗しているのだというお話がありましたので、おおむねそういうことのように受け取っております。その3・5・20号線、現在整備されていますが、これの進捗状況、それから完成予定、この辺いかがなんでしょうか。

○都市計画課長（當摩 弘君） 3・5・20号線の進捗状況といたしましては、平成25年度のまず予定ですけども、約90%の用地取得率という形になります。それから、事業の完了年度ですけれども、一応平成29年度完了を目指しまして、鋭意努力しているところでございます。

以上です。

○11番（押本 修君） 29年度完成予定で、その後今度は3・4・17号線のほうに取りかかるという、こういうことでよろしいんですか。

先ほど、区間についてお話がありました。ちょうど、ユニオンガーデンのところ、あそこが整備されるんですが、今あそこを通りますと、一部用地が確保されている部分、用地が確保されているように私からは見受けられる部分があります。実際、確保が済んでいるところと、それからまだ今後事業取得をしていかなきゃいけない部分があると思うんですが、その辺についてお願いいたします。

○都市計画課長（當摩 弘君） 3・4・17号線につきましては、開発事業等の際に道路予定地を寄附を受けているところが多々ございます。ただ、敷地の一部が道路線形にまだ残っている箇所が数カ所ございますので、そちらのほうの用地買収を今後行っていくというような形になります。

以上です。

○11番（押本 修君） 今開発によって用地取得が既に済んでいるというお話があったんですけども、例えばユニオンガーデンなんかもできるときに、開発で一部道路用地として出されているということも聞きます。ですから、まだ用地買収、用地が取得が済んでないエリアの方は、余り御存じないんですけども、既にもう開発で自分たちから出しているということがある方たちは、やはりそれどうなったんだろうという形で、そこは非常に興味を持たれている部分です。それに加えて、最近大きなマンションができたことによって、当然人口もふえていますし、自転車、それから歩行者の交通量もとてもふえています。あそこに二小の子供たちの通学路もありますので、信号をつけていただけないとか、そういう声も実際に出ています。特に、安全対策が求められている地域というふうに思うんですけども、そういう意味もあって、当然早目の整備というのが必要で

はないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 押本議員がおっしゃるとおり、開発のときに道路用地として提供いただいております。そういったことを含めて、早期着手ということを目指しておりますけれども、3・5・20号線、現在行っているほうに少しかかり過ぎてしまっているというところもありますけれども、なかなか都市計画道路の施行の場合には、市が考えるようなふうに進まない部分もございます。そういったことを含めて、なるべく早くやりたいというふうには考えておりますが、どうしても都市計画道路を何口も補助対象事業として事業認可を取ってやっていくということが、財政的な面もありますし、あとは事業認可を取っていくという面も難しい部分ございますので、なるべく早く現在やっているほうの完了のめどをつけ、こちらのほうの検討に具体的に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

実際そういう形で担当としては準備をされて、今後の計画ということになっているんでしょうけども、先ほどの貢先輩議員のお話にもありましたけども、都市計画道路の整備予定を看板みたいなお話がさつきありましたけども、やはり先ほどのお話の用地を提供された側というのは、そこは当然興味を持って見られていますので、どうなっているんだろうとおっしゃっている方が非常に多いんです。ですから、そういう方々のためにも、ホームページから拾っていくと時間がかかりますけど、わかる部分もあるんですが、なかなか皆さんそこまでは行けませんので、何か予定として余りにも先なんで、ちょっと書きづらいものもあるかもしれませんが、おおよそこんな予定ですというものが、少し示されたものというのは、どこか掲示とかできないものでしょうか。済みません、お願いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在の優先整備路線の位置づけの段階では、なかなかいつから工事をしますというようなことや、どういう形での整備になりますということを出すことができませんので、難しいんですけども、この後事業認可を取っていく段階になれば、きちんとした測量も行い、線形等についてもはっきりと示すことができますので、そのようなときにはきちんとした広報等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） はい、承知しました。ぜひ、よろしく願いいたします。

では、この件については最後なんですけども、当然道路整備ということになるんですが、あの地域、急激に市街化が進んでおります。例えばそれに伴う整備があると思うんですけども、下水道とか、もろもろ公共的な施設であったりとか、そういうものも当然並行して市としては取り組んでいく必要があると思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 当然道路は表面的に、都市計画道路の計画で表面を築造するというだけでなく、その中には当然ライフラインを含む形で整備していくようになります。また、ここの部分につきましても、現道が少し残るような形式にもなりますので、そういったところを含めて、歩行者空間で利用したり、雨水関係のこともこういったところでは考えられるかなというふうな、担当としてはいろんな思いもありますので、そういったことを含めて整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

まずは、3・5・20号線の完成ですね。それから、3・4・17号線ということで、ぜひちょっと数字を聞く

と先の話になってしまうのかなと思いますが、急いで進捗をお願いしたいと思っております。この件については以上にします。

続いて、市道6号線の改良工事について伺いたいと思います。

まず、この工事の概略、これについてお願いいたします。

○**土木課長（木村哲夫君）** 市道第6号線の道路改良工事につきましては、場所的に地番で言いますと、南街3丁目50番地1先、市道2号線の桜街道の交差点から南街5丁目1番地1先の青梅街道、これ南街交番前になりますが――までの間、668メートル、この間につきましては、歩道、車道ともに全面的に道路構造を変更する内容の工事を予定しているものでございます。年次計画としましては、平成26年度から平成31年度までの6年間の施行を計画しております。単純計算でございますが、年間約110メートルの工事延長ということで、市道6号線の西側、桜街道側から南街交番側に向かいます、順次整備を実施する計画であります。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** ありがとうございます。

この件については、地元で説明会開いて、地元の方には御説明を担当はされているんですが、説明を聞かれた方々からは、やはり今までもあったんで溢水の心配、これについての御意見がかなりあります。当然この車道と歩道の高さの問題から、そういう多分御心配をされていると思うんですが、この辺車道と歩道がどんな感じで、どんな対応をされるのか、その辺お願いいたします。

○**土木課長（木村哲夫君）** まず車道でございますが、舗装を現在よりも厚くしまして、大型車等の走行の際の振動にも耐えられるようなものいたします。歩道につきましては、基本的には今現在マウンドアップ型という歩道でございますが、これを変更しまして、基本的にはセミフラット型という形で、歩道と車道との高さを今のものより約半分ぐらいの差にするというものに改良しまして、バリアフリー化を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**11番（押本 修君）** 全体に厚くして高くするという今のお話だと思うんですが、高くするとその道路自体にたまっている水が、結局宅地側の少し低いほうへ行くということ、どうなの、考えられないんですか、その辺どうなんですか。

○**土木課長（木村哲夫君）** 雨水の関係でございますが、今現在の歩道に降った雨は民地側のほうに流れるような状況でございますが、今現在の市のほうで考えております歩道といいますのは、宅地との関係がございすけども、車道側へ流れるようなものとして考えておまして、現在の民地の民有地の高さから歩道がつながっているという形で、車道が今現在のものよりも若干高くなるというような構造になる予定でございます。

○**11番（押本 修君）** はい、わかりました。

先ほどの溢水の話なんですが、今の御説明で一部防いでいるということなんですけども、そのほかに道路の施行方法以外で、今回の工事と並行してされる溢水対策といいますか、道路冠水対策ですね、もしされるようであれば、その辺御説明お願いいたします。

○**土木課長（木村哲夫君）** 今回のこの道路改良工事の中では、新たに設置する雨水ますを全て浸透のますとすることを考えております。また、この地域になるべく雨水貯留ですとか、浸透のものを6号線に限らず、この近辺に設置できることが可能であれば、そういうものを設置して溢水対策に努めたいというふうには考えております。

以上です。

○11番（押本 修君） ということは、私が聞かれたときに、この工事によって今までより問題が大きくなるということではなく、当然その対策にも努めた工事であるというふうな話を私もして構わないということでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 当然ちょうどこの付近、交番の交差点の付近が道路冠水するということになっていまして、集中豪雨があったときには通行どめの措置だとか、そういったことを常に考えなくてはいけないような地域になっております。この辺のところに対しての道路の改良でございますので、配慮は十分していきたいということでございますが、ただ完全に全てをつくりかえるわけにはいかない。既に、宅地があって、その宅地の盤を変えるのが難しいということもございますので、いろいろと周辺の浸透施設をつくったりというようなことを、あわせて総合的にやってというふうに考えております。そういったことが確実にできても、100%というふうにはなかなかないところでございますが、こういった総合的な治水対策につきましては、広い範囲で行うことで効果が出てくると思いますので、そのように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 総合的に、これまで発生したような溢水被害が今後起こらないように、なるべく工事を含めて対応されていくことでということでしょうか。私も聞かれたら自信を持って、そういうふうにお答えをしたいと思っておりますので、本当によろしく願いいたします。

終わります。

○副議長（関田正民君） 以上で、押本 修議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 西 川 洋 一 君

○副議長（関田正民君） 次に、2番、西川洋一議員を指名いたします。

[2 番 西川洋一君 登壇]

○2番（西川洋一君） 一般質問をします。

1、営農環境の改善について。

今回、特に農地における収穫残渣の焼却について伺うものです。

私も、この件では若干誤解がありまして、畑で収穫後のものを燃やしてはいけないんじゃないかというふうに思っていたんですけども、それにしておかしいなど、こういう農作物燃やしても、そんなにダイオキシンが出るわけではないというふうに思っていたんですね。改めて、いろいろお聞きしましたところ、燃やしていいんだということのようですので、これは法的にも、そのことが保障されているというふうに思いますので、改めてこの件につきお伺いをするものです。

①収穫後の残渣（例えばトウモロコシ、ナス、トマト等の茎など）を畑で焼却することは、周辺地域の生活環境への支障の防止にできる限り配慮すれば、行っていいものだと思いますがいかがでしょうかが1番目の問いです。

2つ目が、②が収穫残渣の焼却は病害虫の防除や土地改良に役立ち、農作物の育成にとってよい影響を及ぼすと思いますがいかがでしょうかというものです。これは、都市における農業、ここで都市市民から身近なところで新鮮な作物ができて、安全だということが見えるところで農作業が行われ収穫があるわけです。その営

農にとって、焼却という行為が農産物の育成にも非常に役立っているわけで、これはどちらかといえば、奨励する必要があるかなというふうに思うわけです。農業の関係から見て、この焼却という行為が、どのようになるのかということも伺いたいと思います。

③市民への周知が必要ですが、対策を伺うものです。

ある農家の方が狭山丘陵の畑で、これは住宅から30メートルか50メートルぐらい離れている畑でしたけれども、そこで収穫残渣を燃やしていたら、たまたまそこを通りかかった人が、燃やしちゃいけないんじゃないのと声をかけた。農家の方も、燃やしちゃいけないと思っていたということで、済みませんと、こういう話になったということなんです。やはり、そういう意味でお互いに、このことは理解し合う必要があるんじゃないか。正確に、このことを燃やしていることを見た市民の人も、また農家も正確にこのことを判断して、わかって暮らしていくと、このことが大事なというふうに思いますので、市民への周知、この対策について伺うものです。

2、消防団の処遇改善についてです。

これは、実は消防出初式の後の祝賀会で前に座って一杯飲んでいる若い団員の人から、こちら消防団の活動で何か市に言うことありませんかというようなことを言ったものですから、そのときの話としては、新しく防火服が配備されたけれども、全員分ないねと。やはり、全員分あったほうがいいんじゃないのというところから、話は始まったわけですが、私も改めて消防団の活動ということについては、知らないなというふうに思いました。改めて、消防団の活動について伺いながら、その処遇の改善や装備のことについて、いい知恵がないかというふうに思うわけです。といいますのも、私も中学卒業したら、すぐ日野のほうへ勤めに出まして、定時制で学校へ通っていたものですから、家に夜中に帰ってくるということで、消防団に入れという話が一言もなく、今日に至るということだったものですから、またこの場では消防団活動して、いろいろ知っている方もおりますので、何を質問しているんだという話になるかもしれませんが、しかしやはり消防団の活動を非常に大事ですし、ここに書きましたように、消防団に対する市民の期待と活動への要請が高まっており、消防団員は団の訓練、自治会の要請による防災訓練等多くの日常活動を行っています。活動の苦労も多々あることと思います。

①消防団活動の現状と課題について伺います。

②装備の上でも改善が求められていると思いますが、いかがでしょうかということでお尋ねしますので、よろしくお願いします。

3番目は、子供たちが外遊びできる環境づくりについてです。

近所の子供たちが連れ立ってサッカー、キャッチボールなど、ボール遊びを安心して行える場所が意外とありません。

①子供たちが外遊びできる環境づくりについて伺うものです。

これも近所の方から、元気のいい子がいるわけですよ。連れ立って近所でキャッチボールしたり、あるいは今やっぱりサッカーですかね、サッカー、そういうことでボール遊びしたいということですが、公園といっても近所にあるのは狭いしというようなこともあって、やはりそういう子供たちが元気よく外で遊べる、そういう環境づくり、もちろんそういう公園、そういうことができる公園、また安全・安心という面からの外遊びできるような環境、どうこれをつくり上げていくかというのが、行政の仕事、市政に携わる者の仕事ではないかというふうに思っていて、これも私多々わからないことが多いものですが、この件について伺う

ものです。どうぞ、よろしく申し上げます。

[2 番 西川洋一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、農地における収穫残渣の焼却についてであります。廃棄物の焼却につきましては、ダイオキシン類等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐために、東京都環境確保条例により禁止されております。しかしながら、例外規定として樹木や農産物の病虫害の防除、肥料づくり、土壌改良等のための焼却につきましては、都知事が特にやむを得ないと認める焼却行為の一つとして位置づけられております。ただし、この場合におきましても、生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙の害等が考えられる場合は、指導を行うこととなります。

次に、収穫残渣の焼却による病虫害の防除や土壌改良についてであります。農産物の収穫残渣を焼却いたしますと、残渣に付着している病虫害は死滅いたします。農地につきましては、落ち葉や堆肥を投入することで、土がやわらかくなり、また焼却した灰につきましては、肥料の成分となるカリウムが含まれていることから、畑に入れることによる、より土壌改良が期待できるものであります。

次に、市民への周知及び対策についてであります。現在野外で焼却についての禁止事項等につきましては、市報及びホームページに掲載し周知を図っているところであります。

次に、消防団活動の現状と課題についてであります。現状につきましては、平成24年度に消防団活動として、全団員訓練等を132回実施し、また各分団による自主活動も実施しております。その他には、火災出動や大雨出動もございます。課題につきましては、2点上げられます。1点目は、地域の防災リーダーとしての消防団員の確保であります。2点目は、消防団の大規模災害への活動力向上のために、資機材の充実であります。

次に、消防団の装備の改善についてであります。平成25年度は第六分団詰所を改築し、第二分団の消防ポンプ車を更新いたしました。また、消防団員の被服につきましては、全団員に編み上げ靴を支給いたしました。平成26年度は全団員に冬の活動服の支給を予定しております。

次に、子供たちが外遊びできる環境づくりについてであります。市内には緑地等も含め、94カ所の公園と18カ所の子ども広場がありますが、これらは比較的小さい面積の公園が多く、サッカーやボール遊びができる公園などは少ないと認識しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時27分 休憩

午後 4時37分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○2番（西川洋一君） 再質問します。

農地における焼却については、答弁ではできますよという話ですから、話としてはこれで完結なわけですが、ただこのことが市民全体で、あるいは農家の人も含めて、きちんと正確に理解しているかということになると、またこれは違ってくるので、そのあたりを詳しく教えていただきたいと思うんですけれども、法では

解説されているのか。農地における収穫残渣等の焼却については、どういう仕組みで許されているのか、説明をお願いします。

○環境課長（町田誠二君） 廃棄物等の焼却行為の制限ということで、東京都条例があります都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、一般的には環境確保条例と言われるものですが、この中に規定されております。

まずは、その中では何人も廃棄物等を焼却するときは、ダイオキシン類等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐため、小規模の廃棄物焼却炉により、または廃棄物焼却炉を用いず廃棄物を焼却してはならない。ただし、規則に定める小規模の廃棄物焼却炉による焼却及び伝統的行事等の焼却行為については、この限りでないというふうになっています。

ただ、ただし書きにつきましても、規則の中で3点ほどにまとめられております。

1点目が、伝統的行事及び風俗、習慣上の行事のための焼却行為。これは、例えばお祭りだとか、どんど焼き、それからおたき上げ等が挙げられております。

それから、2点目が学校教育及び社会教育活動上、必要な焼却行為として、キャンプファイアー、焼き芋、陶器づくり等が掲げられております。

3番目が、今の2点のほか、知事が特にやむを得ないと認める焼却行為として、5点ほど挙げられております。

まず1点目が、災害時の応急対策のために行うもの。

それから、2点目が樹木や農作物の病害虫の防除、肥料づくり、土壌改良等、林業、農業、または漁業を営む上で行わざるを得ないもの。

それから、次が消火訓練や消防活動のために行うもの。

それから、4点目として、落ち葉等の一過性の軽微なたき火。

5点目として、人が利用する風呂や暖炉の加熱のために行うものというふうに規定されております。ただし、これもあくまでも周辺地域の生活環境の支障の防止にできる限り配慮したものであるという条件が付されております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 原則禁止だけれども、許されている項目の中に入っていると、こういうことで畑における収穫物の残渣の焼却については許される。でも、近隣の周辺の人たちへの環境について支障があるようでは困りますから、注意してやってください、こういう話ですので、畑での焼却はできると、注意してやればできるということを、まず確認をしたいと思います。このことは、やはり正確に周辺の人にも農家の人にも知ってもらう必要があると思います。

それで、その中の具体例について、ちょっとお尋ねしますが、これは農家ということじゃないんですけども、落ち葉等の一過性の軽微なたき火ということになりますと、これは各家庭においても自分の家の周りで落ち葉を掃いて、大した量でもないと、これを燃やす、隣から苦情が出なければオーケーと、燃やしていい、こういうふうにも判断できますが、それでいいわけですね。

○環境課長（町田誠二君） 条文を読む限り、そのように理解できますが、あくまでも周辺から苦情等が来れば指導の対象になります。それは、農産物の残渣の焼却についても同じことです。環境に配慮するというので、配慮されているならば近隣からも苦情が来ないという部分で判断するような形になると思います。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 次に、人が利用するお風呂や暖炉の加熱のために行うものもただし書きの中で、知事が

やむを得ないと認める場合ということで書いてありますが、この場合、農家の人が納屋で作業小屋で寒くなった時期、暖をとりながら、つまりまきストーブなどで暖をとりながら出荷のための作業をすると、これは当然小屋の中だから、もしストーブ使っていれば煙突をつけますから、煙突から煙が多少もくもく出ると。これについても、周辺の環境に配慮、あるいは周辺から苦情がなければ許されると、こういうことでいいわけですよ。

○環境課長（町田誠二君） お風呂や暖炉、それも周辺に配慮して行われるものであれば、それは可能というふうに考えます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 落ち葉、あるいは収穫残渣を燃やした場合でも、多少ダイオキシンが出るんだという話もありますけど、例えばそういうものを燃やしたときに、ダイオキシンが出る量というのは規制値に比べて、どのくらいの量が出るのかなというようなことを調べたことがありますか。もしあったら教えていただきたいし、恐らく私はそんな基準に引っかかるような量は出てないんじゃないかというふうは思うんですけど、もしそんな調べてあったら教えてください。

○環境課長（町田誠二君） よく衛生組合等の煙突から出る煙の基準等はあると思いますが、通常たき火でどのくらい出るかというのは、データを持ち合わせておりません。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 畑でのいわゆる野焼き、これまで収穫残渣という言い方してきましたけれども、いわゆる野焼きについては、周辺に配慮すればやってよいということとは言えると思います。そのことは確認したいと思います。

それで、それでは農家のほうから見て、農業から見て焼却という行為は役に立っているということで、市長の答弁で言われましたので、そういう意味ではこれも完結しているわけですけども、改めてもう少しお聞かせいただきたいと思いますけれど、樹木や農作物の病害虫の防除、肥料づくり、土壌改良、これを行う、これは農業営む上で行わざるを得ないものとなっていますけど、例えば病害虫の防除という場合に、これは病気になった作物を燃やす、それで防除するという考え方と、病気にはなっていないけれど、なるかもしれない、燃やすことによって、それが防除できるという考え方もあるわけですよ、それが防除ということで、それでは農家から見て、この項目はどのように受けとめたらいいのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 農作物の収穫残渣の焼却についてでございますが、こちらですと農作物の収穫残渣を焼却して燃やすと、残渣に付着している病害虫が死滅します。また、新たな病害虫の発生を抑えることが期待できると思います。また、焼却した灰につきましては、カリウム等の成分が含まれておりますので、畑に入れると土壌改良等が考えられると思います。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 畑にとって、農作業にとって、営農にとって大変燃やすことはいいことだということだと思うんですね。その燃やす物として、どんな物が考えられますか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） どのような作物が燃やすことが考えられるかということでございます。

トマトとか、ナス、トウモロコシ、それから菊の枝など茎のかたい腐りづらい作物の収穫残渣が考えられます。これらの茎がかたいため、長時間原形を保つため土壌において分解がなかなかしづらいと考えてございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 周辺に環境に影響を及ぼさないようにというふうに考えていた場合、今焼却で話しましたけど、消毒もあるんですよね。消毒で市民の方に直接被害がありそうなのが、お茶にたかる一般的チャゲム、チャドクガの幼虫、毛虫ですよね。これが、お茶の木に、あるいはツバキの木にもたかりますかね。これが、いわゆる団子状態になってたかっている場合、これにもしお茶畑を通して市民の方がそこに触れると、これはもう物すごく皮膚が荒れて大変なことになるわけですね。これは、どうしても消毒せざるを得ない内容で、この場合も消毒することによって、近隣に消毒剤が飛んできて困るという声もあるわけで、このことと何か焼却のことが似ているんじゃないかというふうに思うんですね。やはり、チャドクガの毛虫の退治のためには、消毒が必要で、その場合も農家からとって見れば、近隣の住宅に影響が及ぼさないようにやる必要がある。また、そのことによって、チャドクガの幼虫が死滅することで、市民の方がそういう被害に遭うこともないということになるわけで、これは必要なことというふうにも思います。

今消毒のほうにちょっと話が行きましたけど、この消毒をやる場合に農家としては、どんなふうな注意をされているか、近隣に迷惑がかからないように、いろんな配慮しているんじゃないかというのは当然だと思うんですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） チャドクガの毛虫に触れますと、赤く腫れ上がって非常にかゆくなります。住民の方とか、通行人の方、農作業を行うに当たりましては危険な状況でございます。消毒して除去をいたします。消毒する際には、周囲の環境に配慮いたしまして、時間帯、それから風向き等を注意して作業を行っております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 現実に消毒の場合は、そうやって現実に行っているということで、それでは同じように、焼却についても農家の方はやっていいんだから、がんがん燃やすとか、迷惑かかっても知らないよと、そんなことは絶対ないと思うんですよね。やはり、市民の方の理解を得ながら、そうした作業をやる。そうした作業をやることで、畑にとってよいし、新鮮でおいしい作物ができると。これは、市民の方にそういうことで還元できるわけで、畑で燃やしてもいいんだからといって、そこで残ったビニールなんかもマルチなんかも燃やしちゃえとか、段ボールも燃やしちゃえとか、そういうことはないと思うんですよね。そこは、農家の方の善意を信じるべきだと私は思うんです。そういうふうに、農家の方も注意してやることを前提にすれば、周辺の市民の方の理解も私は得られるんじゃないかというふうに思うんですが、実際農業側から見たらどうでしょうか、そういう注意事項は。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 一般論として、焼却する場合の注意点については、先ほど議員さんが申されたとおり、周辺住民の方との相互理解が必要かと思えます。においや煙については、嫌悪感を持っている方がいらっしゃいます。風向きとか、時間帯を考慮しながら行うことが必要かと思えます。市への苦情や通報が考えられますので、周辺住民の方への十分な事前の説明が必要かと思えます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 畑でのいわゆる野焼き、収穫残渣の焼却は営農にとってもよい。このことによって、市民の方からも目の前の畑から新鮮でおいしい野菜、作物ができる。これは、市民の生活にとってもいいわけですから、相互にこれは理解し合ってやっていく必要があるんじゃないかと。農業委員会で話の中で、せんだって表彰された方がおりまして、その方はスーパーに野菜を出しているんですかね。野菜を出しているんだけど

も、何であんたのところは高いんだと、お値段が高いらしいんです、ほかの人より出すお値段が。でも、おれのところは食べてみてくれと、違うんだからと言って、お値段下げないと、立派なものですよね。一定の時間来たらなくなっちゃうから、持ってきてくれよと連絡が来るという話をされていたんですね。それだけ、誇りを持って農家の方はやっている。そこの方が、畑で収穫物の後のものを燃やしているかどうかというのまでは聞かなかったんですけども、でもそういう関係が市民と都市農家との間ではあるわけですよね。ですから、ここところは正確にお互いに理解し合うということが、非常に大事だと思うんです。

そこで、3番目の③の周知のことですけれども、この対策について何うものですが、担当のほうから説明ありましたように、農地での焼却は悪いものじゃないわけですよね。この辺を徹底していく上で、市として考えられる対策は何かありますか。

○環境部長（田口茂夫君） 議員のほうから、先ほど野焼きというお話も出たんですが、基本的には野焼きは禁止でございますので、先ほど例外規定の中で認められているようなものは、周辺住民の生活の環境への配慮の上で、知事が特にやむを得ないと認める焼却行為として認めているという状況でございます。その辺を受けまして、市におきましても、野外での焼却は原則禁止であるということで、ホームページ等でもPRをしているところでございます。そういったところで、また特に冬場になりますと、若干苦情等も多いことから、若干言葉を変えた形での周知に努めているところではございますが、そういったところ、市民の方へもそうですけれども、農業等の実際に実施されている方に対しましても、適切な情報収集には努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 今の部長の答弁は、今まで何を議論してきたのかと。原則禁止なんだから禁止なのか、燃やしていいんでしょう、ただし書きで。そこのところを明確にしてください。

○環境部長（田口茂夫君） あくまでも、営む上で行わざるを得ないものと、そういうふうなことがございます。ですから、基本的には何がなんでも燃やしちゃいけないよということではないとともに、逆に何がなんでも燃やしていいということでもない。そういったところは、やはり地域住民の方々との生活環境を支障の範囲の中で行っていただくことに関しましては、この規定の中では焼却することは可能であるというふうなことで考えております。

以上です。

○2番（西川洋一君） だから、そこのところを相互の理解をきちんとできるように、正確な周知が必要だと言っているでしょう。そういう立場で、市は何を考えるんですかということですよ。

ちょっと違うところで言えば、東大和市環境基本計画です。ここでは、市民ができる環境配慮行動です。このところに、農業のところでは農地でのことについて、いわゆる野焼きのことは何て書いてありますか。

○環境課長（町田誠二君） 事業所でできる環境配慮行動といたしまして、その中の農業の中で環境配慮行動の一例として、農地での野焼きはやめましょうというふうに記述してございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） これは正確ですか。

○環境部長（田口茂夫君） こちらのなかでは、先ほど課長のほうからお話がありますとおり、環境への一つの配慮行動として記載をさせていただいています。言葉が不足している部分もあるかもしれませんが、そういった趣旨の中で記載をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 正確でないといふ答弁したということではいいですか。

○環境部長（田口茂夫君） あくまでも配慮する上での行動の一つとして、野焼きはやめましょうということではございますので、今までの議論をしてきた中としては、全てが物語っているということではないですけども、その配慮行動の一つの行動行為としての表現をさせていただいているということではございます。

○2番（西川洋一君） これは、改善する必要があると思います、正確に。

それから、畑で焼却していることについて、苦情という形で市に連絡がある場合と、単に燃やしているよ、いわゆる通報という形で来る場合があると思うんです。このときに、対応する関係の職員のところで、この条例に基づき正確な対応をしていく必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長（町田誠二君） 25年、24年でも、やはり山林だとか、畑での苦情はございます、燃やしているという。ただ、多いのが匿名で来ることが多いんですね。本当ならば、相手方に行って、その辺も説明できればと思うんですが、なかなかそういう機会も持てないのが状況になっています。ただ、今後電話等であった場合は、丁寧な説明が必要かなと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） やはり、それが正確な答弁だと思うんですね。ただ、やっぴはだめだみたいな答弁でなくて、条例に基づいてきちんと丁寧な説明をします。そういう対応が必要だし、それから先ほど紹介しましたというか、指摘しました環境基本計画のこの文言についても、正確でないので改善が必要なわけで、なぜ改善と言えないのかということですよ。ここは、市のきちんとした対応をお願いしたいと思います。このことは、農家の人にも丁寧な説明、きちんとした説明がやはり必要だと思うんですね。畑で何でも燃やしているんだという話で伝わってっちゃうと、これはまた過ちだし、かといって燃やしてはいけないんだと伝わっちゃうと、これも間違いだしということで、その辺は正確に伝えていく必要があると思います。

そういう意味では、ホームページの表記も余り正確でないんですね。これは、短い文章で短いところで表現するというから難しさはあるんでしょうけども、ただし例外として認められている焼却行為ということの中に、農業のことが書いてないわけですけども、それらを一括して「等」と言い方でくくっていることを言えば、それはそうなんだろうけども、この辺でも市内の営農環境を改善するためには、やはりもう少し正確な表現の仕方もあるんじゃないかというふうに思いますので、ひとつこれは改善をお願いしたいと思います。

この項については終わります。

次は、消防団の処遇の改善です。

市は、このところ消防団詰所も順次直していくとか、去年の4月1日からは報酬の改善とか、消防ポンプ車も順次入れかえということで、改善を行っているということは、まず評価するというところから、それを前提に再質問をしたいと思います。

最初にお聞きしたいのは、消防法の改正で先ほど他の議員も、この件に触れておられましたけれど、その答弁の中で新たに災害対応ということも盛り込まれ、それに対する資機材の充実ということでの配慮もされたこと、そのように答弁があったというふうな受けとめたんですけども、消防組織法によれば市町村が消防に責任を負う、そのための消防団ですよ。ということは、消防活動に新たな活動項目が加わった、もっとたくさんの仕事してくださいということになったということなんですか。その辺のところも含めて、改正消防法について教えてください。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 改正消防法についてのお尋ねでございます。

これにつきまして、昨年の12月に議員立法によりまして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。この中で、消防団の装備につきましては、同法14条におきまして、国及び地方公共団体は消防団の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする規定と規定されたところがございます。この規定を受けまして、消防団の装備の基準が改正されたところがございます。改正後の消防団の装備の基準につきましては、趣旨的には次の3点が主なものでございます。

1点目としまして、東日本大震災におきまして、多数の消防団員が犠牲になったことを踏まえまして、救助用半長靴や救命胴衣等の消防団員の安全の確保のための装備を充実することとしたこととでございます。

2点目が、消防団の情報収集、共有、発信機能を強化するための携帯用無線機やトランシーバー等の装備を充実することとしたこととでございます。

3点目として、大規模災害に対応するため、チェーンソーや油圧ジャッキ等の救助資機材を充実することとしたこととでございます。

また、消防団員の被服の基準も改正されまして、夜間活動等の視認性及び注目度を高めるため、オレンジ色の配色をふやす等の変更がされました。

以上のような内容が主なものでございますが、またこのほかに消防団員等の公務災害等責任共済等に関する法律施行令等の改正がございまして、退職報償金につきましても、支払い額の引き上げが行われまして、団員の最低退職報償金につきましては、14万4,000円というものが20万円に改正されたところとございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） ありがとうございます。それだけ、消防団についての位置づけが一段と高まって期待も法の上でも高まってきたということですよ。

私、消防団については余り知らなくて申しわけなかったんですけども、何人かの団員の皆さんからいろいろ聞いても、一言で言うと要望としてはいろいろあるけど、消防団に対する認知度を高めてほしいというような感じで受けとめたんですね。案外みんな知っているようで、私だけかもしれないんだけど、わかってないというふうな感じするんです。目の前でわかるのは、暮れに鐘を鳴らしながら回っていたなど、サイレンが鳴ったら出ていったなどというところですよ。大雨のときには、何か消防車が来て何かやっていたなど、そういうところは見えるわけですけども、実際私はまず、例えば火事が起こった場合に、火事になった家はまずとにかく火を消してほしいと思いますよね。だけど、周辺の人から見ると延焼しないしてほしいと思いますよね。この辺が、やはり消防団には日常の訓練の上で、そういう成果がそういう場に私はあらわれるんじゃないかと思うんですけども、そういう現場では消防団は、どんな活動になるのでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 火災現場におきましては、常備消防であります本市では北多摩西部消防署のもとに、消防団はその傘下におきまして、後方支援に当たるというのが通常でございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） もう少し詳しく教えてもらえますか、例えば直近で起こった火災などの場合、今回私はその現場に行かなかったんでわからないんですけど、他の現場なんかの場合には、もう家が隣接しているわけですよ。出火した家のほうが、どんどん燃え上がると隣の壁も熱くなり、ナメコというんですかね、それがもうひん曲がったりという、いろんな影響が出てくる。そういう中で、それを防御する、消防署はまず火の起

こったところと言うなら突撃して消火すると。消防団は、それと一緒に活動にはなっていないんじゃないかと、隣家に燃え広がらないような何かいろんな工夫もしてやっているんじゃないかというふうに思うんですけど、そこにまた消防団の活躍の苦勞と、それからそういう現場がいろんな人が寄ってきて、消火作業に滞りがないように、いわゆる警戒線というんですか、張られると思うんですけど、そうしたこととの関係で消防団がどんなふうに行っているのか、ちょっと私、行って頑張っているなどというのはよくわかるんですけど、どんなふうに行っているのかというのを、ちょっと紹介してもらえませんか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 事例でございますが、ことしの1月30日に向原の4丁目で早朝でございましたが火災がありました。このときにつきましては、住宅が1棟全焼しまして、その周りの家2棟がぼやというような状況でございました。このときは、北多摩西部消防署、本来住宅が1棟燃えますと、1署ではなかなか消せない状況でございます。最近の住宅は、非常に建物構造がよくできておりますので、外壁が残っても中は全焼という形でございます。その中におきまして、消防署の出動後、消防団も到着いたしました。本部ほか4個分団が到着をいたしました。消防署は先着しておりますので、その火災現場となる住宅の中にポンペを背負いながら、消防署員の方が2階から入りながらの消火活動をしております。ただ、1棟燃えている中におきまして、延焼が考えられますので、それにつきましては、小隊のほうから団本部を通しまして、隣接住宅の延焼を防ぐための放水を依頼されまして、そのときちょうど先着してございました第一分団、第二分団、第七分団が被害を最小限に食い止めたということで、結構な時間要して燃えていました。庁舎から見ても黒煙が上がってございました。そういう状況の中におきまして、第一分団、第二分団、第七分団、各分団は消火栓も常備消防には先着、近いところを明け渡ししながら、後方のほうからホースを十数本つなぎまして、その延焼を防ぐための放水活動を行いました。この結果、昨日でございますが、北多摩西部消防署長のほうから、第一分団、第二分団、第七分団の3個分団が被害を最小限に食い止めたということで、その功績がありまして表彰を受けたものでございます。

通常、1棟が燃えますと大体隣接の住宅はほとんど半焼とかになってしまうところなんですけど、今回につきましては、その放水活動が功を奏しまして、隣接の住宅のエアコン、または雨どいを焦がした程度で済んだばやということで、非常に隣接の住宅からも消防団の活動を評価していただけたというふうに感じております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 最初の後方支援をやりましたということだけで終わらせると、ああそうですかとなるんですけど、今リアルな臨場感をもった話もあって、よくわかりました。

それから、いざというときに、水もちゃんと出なきゃいけないわけで、日常からの訓練も必要ですけど、何か大雪のときも活動したというふうに聞いているんですけども、大雪の日の消防団の活動というのは、どんな活動されたんでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） ことしの2月におきましては、2回の大雪がございました。消防団も、そのとき積雪警戒に出動しております。2回目のときには、市内におきましても40センチ以上を越す大変な大雪となりました。市内の各施設でも、各地域でも、カーポートやテラスの屋根等が雪の重みで被害を受けたり、また2階からの落雪によりまして、被害を受けたという方が多かったというふうに聞いてございます。そういう中におきまして、消防団の各分団は消火栓の雪かき等、警戒に62名今回出動していただきました。なかなか、こういうときに火災が起きたときには、消火栓の力というのが大きいものでございますので、消火栓が雪で凍りついてあけられないという状況では、非常に問題あるということで、消火栓の管理等については、常日ごろ消

防団の各地域での活動によりまして、点検をしているところがございますが、今回はこの大雪によりまして、再度団員が出まして活動したものでございます。

特に、この大雪に関して、その後分団のほうは各市内を警戒に当たりまして、被害等の確認等をしたわけでございますが、市役所のほうでも災対本部を設けまして、それと同時に同じような行動をしていただいたと。特に、消防団のほうはポンプ車がございますので、市内を巡回等をしていただいたところがございます。特に、その中で消防団の方からのお話でございますが、ひとり暮らしのお年寄りの方が雪かきができずに困っていたというところで、分団の団員の方が独自に率先して雪かきを実施していただいたというようなこともありまして、地域での助け合いを消防団員の方が担っていただけたかなというふうに思っております。消防団事務局としても、非常にすがすがしい気持ちでございました。雪の対応については、以上でございます。

○2番（西川洋一君） ひとり暮らしでもやってもらって、ありがとうございます、雪かき。

そのほか、他の議員からも自治会への防災訓練等、いろいろ話も出されましたけれど、私も第四分団の祝賀会のときに配られた年間事業報告というのを見まして、本当にたくさん出ているなというふうに思いました。それで、これで見ると全分団訓練というんですか、10回、分団訓練5回と、これで年15回ですかね。そういうこともやっているし、それからまた車両点検及び機械器具点検、これは20回というふうになっているんですけど、これは日曜日に出るというよりも、仕事が終わって帰ってきてから見に行くというんですか、この点検するというんですか、これはどんな時間帯にやられているんでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 各分団それぞれまちまちでございますが、通常仕事を終わらしまして、午後7時半から8時の間、集合いたしまして、夜11時ごろまで、それぞれのポンプ車の点検もありますが、機械器具の点検をしているというふうに聞いてございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 仕事が終わって帰ってきてから、夜8時から10時近くまでやって、終わったらちょっと一杯ぐらいやるんでしょうかね。そのぐらいのことがないと、とてもやっていけないかなというふうには思うんですけど、大変な苦労していると。前の議員も、これはボランティアの範囲を超えているんじゃないかという発言がたしかあったんじゃないかと思うんですが、私もそう思うんですよね。先ほどの消防署から表彰を受けるような、そういう活動をいざというときにできるということは、それだけ日常訓練を積んでなければできないということですよ。そのためには、本来だったら休息日に休息しないで出ていって、そういう訓練をやるということですので、しかも最近では前と比べて、そういうふうに出動回数も多くなっている。ほぼセミプロに近い活動が期待されるような消防になってきているということだと思えます。こういう活動を消防団員の人たちはやっているわけですけど、最近消防団に入ってくれる方が少ないという話で、欠員になっているということなんですけど、話し聞くと中には率先して入りますというふうに言うてくださる若者も現実にいるということで、ところがもう一方で、その親があんなところ入っちゃだめだよというようなこともあるんだそうですね。誰が言ったということになると、また問題になるから言わないとして、いずれにしても先ほど来からいろいろ紹介していただいて、私もよくわかったんですけど、消防団が地域に果たしている役割、社会に果たしている役割というのは非常に大きい。そういうことを、消防団員の人は受けとめてやっているんじゃないかというふうに思うんです。

それで、私はやはりこの消防団がこんなふうには社会に貢献しているんだというのを、もっといろんな形でリアルに伝えていく、若者にも伝えていく、このことが非常に大事じゃないかなと。何か、厚生労働省の若者調

査の中でも、これは副市長も言っていたんですかね、若者は社会に貢献したいという気持ちが、3・11以後ふえているというようなことを、何かちょっと言われていたように思ったんですけど、厚生労働省の調査でも、そういう結果になっているんですよ。ですから、やはりそういう気持ちのところへ消防団が地域にとって、こんな役割しているんですということを、大いに具体的に知らせていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。この辺ではいかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 消防団の活動のPRということでございますが、現在ホームページなどでもやっております。また、消防団が表彰されたときなどは市報で、それを紹介するなど、いろいろ取り組んではいりますが、まだ十分じゃないということも認識しておりますので、機会を捉えて消防団の活動を広く市民の方に広める努力はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○2番（西川洋一君） 私の理解が不十分だったせいか、消防団が実際の活動というのは、どんなものかというのをよくわからなかったものですから、何かしつこく聞いてあれですけど、私わかったという感じなんです。

それで、消防団員の人も処遇の改善といった場合に、何を望みますかと聞いても、すぐこれって出ないんですよ。出ないという意味は、例えば費用のことでいうと低いのは確かなんです。これはもう低いのは確か、だけど低いからやらないのかといえば、やはり低い中でもやるわけですよ。そこには使命感があるんですよ。それを金に勘定したくないという気持ちもあるんじゃないかと。それをいいことに、市のほうがそのお金出さないというのは、これはまた次元が違って別の問題があるかなというふうに思うんです。その消防団員の人たちが、やはりそういうふうに誇りを持って活動するというのかな、そういう思いがなければ、なかなかできないなど。

ある方に聞いたら、自分はいつの間にか入っていたと、どういうわけかちょっとわからないんだけど、2期ぐらいはこんなことやるのかよというような思いで出ていたと。だけど、そのうち班長になって、上に立つようになって、やはり消防団の役割というものを、だんだん自覚してきたと話された方もいるんですよ。そういう点で、ちょっと消防団員の方が消防団で活動してよかったというふうに感じるの、あるんだと思うんですけど、どういうときに感じているのか。また、そういう気持ちをこれから入る若者にも、こんなにいいんだよという形で、生々しい話で言ったほうがいいかなと思うんです。そんなことで、紹介できることはありますか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 消防団員の方から、ふだん余りそのようなお話を聞く機会というのがないわけでございますが、たまたま団の訓練の後、慰労会等がありまして、私の隣に来られた方が、実は私は消防団員になって本当によかったということをおっしゃっていただきました。その方は、なぜそういうふうにおっしゃったかといいますと、防災訓練や夜警で地域の方から本当に感謝されているということだそうです。一番やってきてよかったのは、地域の方から感謝されているときだというふうにおっしゃっていました。

また、何人かの団員の方が上げているのは、地域に仲間ができたというのが非常に消防団員同士としてのつながりができたというのが、ありがたいというお話でした。これについては、その方は市外に朝早くから仕事に出かけていまして、夜遅く帰っていらっしゃるというような生活をしている方でございます。仕事以外のお仲間がないそうでございます。そんなとき、消防団員に誘われたらいいんですが、初めは仕方なしに参加していたというようなことでもございました。仕方なしに誘われたんですが、あるとき慰労会を機会に消防団員になってよかったということをおっしゃっていました。

また、ほかの団員の方は自営業の方でございますが、同業種間ではそれなりの仕事の仲間がいらっしゃるというようなことを聞いております。地域の中では、同業者が少ないというようなことで、まるっきり仲間がいなかったというようなことで、この方につきましても、消防団に誘っていただいてよかったというようなことをお話ししておりました。やはり、若い方につきましては、要は地域でのつながり、お友達というか、仲間が現在そういう面では少なくなっているのかなということで、消防団活動を通して地域に貢献できることプラス、同年代の方の横のつながりが持てたということで、非常に感謝していますということで、その場は終わったんですが、なかなか入るときには消防団というのは、なかなか大変なというふうな思いを持っていらっしゃると思うんですけど、入ってよかったということで、そういうことでこれから団員を新たにまた勧誘していきたいというふうなお話もされていまして、なかなか厳しい中ですが、そういう地域からの感謝の言葉が団員を非常に勇気づけることであるかというふうに思っております。

以上ですが。

○副議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時33分 延会